

シャキット情報

NO. 136

2013.8.18発行
編集 事務局

私たちは決して忘れてはならない

山本 夕起子

8月は年間を通して最も「命・平和」の大切さを身近に感じる月です。

今から68年前の1945年8月2日、富山市はB29の爆撃を受け市街地の99.5%が焼失し、約2700人近くの人々が焼死しました。また、8月6日には広島、9日には長崎に原爆を投下され、一瞬にして多くの命が奪われ、街は壊滅しました。その結果、日本は8月15日に無条件降伏をしました。

今年も広島、長崎の平和記念式典では、それぞれの市長が世界に向けて平和宣言をされました。両市長の「核兵器のない社会」へのメッセージは聞く人の胸を打つものです。

戦争は、男たちが引き起こし、女性が犠牲になると言っても過言ではありません。その犠牲者の中には戦争による性被害者たちが大勢いることを私たちは決して忘れてはならないのです。今この政府は、日本軍「慰安婦」制度の事実を否定し、被害者たちの血の滲む訴えも踏みにじろうとさえしています。また、今から3ヶ月前の「橋下発言」も記憶に新しいことでしょう。橋下発言の根底にあるのは、人間を冒涜し、戦争を肯定する思想です。

1991年8月14日、韓国の人女性(金学順さん)が日本軍「慰安婦」被害者であることを初めて名のりでた日です。彼女の勇気ある行動により、その後、アジア各地の被害女性たちが沈黙を破り証言し、人権回復を求めて日本政府の加害責任を問い合わせ始めました。この告発は、日本軍性奴隸制の実態を明らかにしただけでなく、旧ユーゴ紛争をはじめ紛争下で性暴力被害を受けた女性たちに勇気を与え、軍隊そのものの暴力性を暴き出していくことになりました。

このような事実とどのように向き合うか、9月7日(土)、慰安婦問題から社会の動きを考えてみませんか～をテーマにワークショップを開催します。(チラシ同封) 関心のある方は高岡にご参集ください。

シャキットの仲間の多くは、如何なる暴力も許さない、暴力で解決できることは何もないのだと考える人たちです。これからは、同じ思いの団体・グループとも連携し、歴史の真実を正確に伝え、平和を求める活動の輪を広げることも大切だと感じます。ひとりの力は小さくても無力ではありません。微力なのです。一人ひとりが信念を持った行動を取るよう努力しましょう。

《2013年9月～10月の予定》 皆さん、集まりましょう！！

9月7日(土) 9:15～全体会 高岡市男女平等推進センター 会議室

// 10:00～ ワークショップ(Eフェスタ2013) //

10月12日(土) 13:30～全体会 サンフォルテ(午後 情報137号印刷発行)

連絡先 Tel&Fax : 高木睦子(076-423-8005)、津本孝子(0766-56-4588) 事務局 m.aoki@alpha.ocn.ne.jp

活動場所 : サンフォルテ(富山市湊入船町6-7) 076-432-4500

高岡市男女平等推進センター(高岡市末広町1-7ウイング・ウイング高岡6階) 0766-20-1810
会費(年間2000円、情報・通信費等)1部200円 振込み先: 郵便振込 00780-9-75052 シャキット富山35

6月～8月全体会報告

経過報告



議題

月 日	活動内容
6月 16日	6月シャキット全体会 情報No.135 発行(サンフォルテ)
23日	☆サンフェス 2013 開催 (WS&展示に参加)
〃	「男女賃金差別をなぜ裁判で闘うのか」 3団体で主催
〃	「個人の尊厳と夫婦別姓訴訟」 別姓訴訟を支える会
26日	Eネット定例会
7月 7日	「男女差別賃金をともにたたかう会」 定例会
19日	7月シャキット全体会 (高岡市センター)
21日	「別姓訴訟を支える会・富山」 全体ミーティング
24日	Eネット定例会
8月 4日	「男女差別賃金をともにたたかう会」 定例会
18日	8月シャキット全体会 情報No.136 発行(サンフォルテ)

1. サンフェス ワークショップ、展示の参加について (4～6P 参照)

- ・ワークショップ 1女性会議、男女賃金差別をともにたたかう会、シャキット富山35との共催

日 時 6月23日(日)午前10:00～12:00 303号室
 タイトル 「男女賃金差別をなぜ裁判で闘うのか ～もっと憲法を生かそう～」
 問題提起 本間啓子さん 講演 土井由三さん
- ・展 示 タイトル「真の男女平等社会実現に向けた歩み」

2. 「学習会」について (高岡市男女平等推進センター 学習支援企画として)

- ・11月10日(日) 10:00～ (前日に交流会)
 「職務評価制度を学ぼう」開催 (昨年大雪のため、講師の来高不可となり、再度の企画)
 講師：大槻奈巳さん (聖心女子大准教授)

3. 「男女賃金差別をともにたたかう会」 (働き方P. 4～6P 参照)

- ・7月22日 進行協議 (7回目) 7月7日・8月4日(日) 定例会
- ・8月25日(日) 10:00～総会の準備会
- ・9月1日(日) 1:30～4:00 第2回総会&記念講演 (講師：竹信三恵子和光大教授)
 ☆講演会は、サンフォルテ企画型講座に認定され助成金あり
- ・賃金差別訴訟をたたかう中国電力長迫さんの判決支援 6月上旬までハガキ送付行動

4. 世話人・会員の作業費などについて

5. Eネット (高岡市男女平等推進センター登録活動団体ネットワーク)

- ・6月15・29日 高岡市男女平等推進センター「平成25年度 男女共同参画週間事業」2回
 開催に参加 (Eネット共催)
- ・「Eフェスタ2013」開催 9月1日(日)～8日(日) —WS・展示に参加する
 ワークショップ 9月7日(土) 10:00～12:00
 テーマ「慰安婦問題から社会の動きを考えてみませんか」
 講 師 堀江節子さん (コリア・プロジェクト@富山)

6. 【賛同団体報告】別姓訴訟を支える会・富山 (7P 参照)

- ・6月23日(日) 13:00～15:00 サンフェスWS 「個人の尊厳と夫婦別姓訴訟」
 講師：二宮周平さん
- ・10月25日(金) 11:00～ 第1回 控訴審期日 於:東京高等裁判所 101法廷

7. 【賛同団体報告】クオータ制を推進する会

- ☆「クオータ制を推進する会 ニュースレター」 創刊される (同封 参照)



日本国憲法のいまー女たちの権利は実現したのか

「民主主義」の方法を考える—第 23 回参院選を振り返りながら
(3)

彼谷 環

「イギリス人は自由だと思っているが、それは大きな間違いである。彼らが自由なのは、議員を選挙する間だけで、議員が選ばれるや否や、イギリス人は奴隸となり、無に帰してしまう」。18世紀フランスを代表する政治思想家 J・J・ルソーが、著書『社会契約論』(1762年)で、イギリスの代表議会制民主主義（以下、代議制民主主義）を述べた一節である。国民は選挙の時だけ「選択の自由」があり、それ以後は議会の決定に従わなければならない、という意味に解せる。日本もまたイギリスをはじめほとんどの国が採用する代議制民主主義を採用し、これまたイギリスの議院内閣制を模範としている。

去る 7 月 21 日に実施された第 23 回参院選は、「自民党が圧勝」し、衆参両院の「ねじれが解消」する結果となった。選挙前から、報道機関は「ねじれ解消」に注目していたが、解消の果てに政治の場で何が行なわれようとしているかを私たちは注視しなければならない。

このたびの選挙では、選挙区の投票率は 52.61% で戦後 3 番目に低く、有権者の約半数が選挙に参加しなかった。「投票しない」という選択をした人々を、ドイツでは、「ニヒトヴェーラー」
“Nichtwähler”（非選挙人）や
“Protestwaehler”（抵抗選挙人）と言う。既存政党に対する諦観や政党エリートへの不信感がその要因だと考えられている。今回、日本国憲法の改正、エネルギー政策、経済政策など重要な政治課題が存在するのに、あえて「投票しない」ことを選んだ有権者のなかにも、既存の政治・政党への「抵抗」を示す一定の層があるのではないか。

一方、積極的に投票した人々にとって、現在の選挙制度は、その意思を国政へ精確に映し出す仕組みとはなっていない。「一票の格差」問題とは別に、選挙制度そのものが抱える問題がある。参議院の選挙制度は、衆議院と同様、選挙区制度と比例代表制度を組み合わせたものである。選挙区だけに注目しよう。衆議院は「小選挙区」(二上位 1 位勝ち抜け／「死票」多い)、参議院は「地方選挙区」を採用しており、後者

1：富山県を含め 31 県) から定数 10 (事実上定数 5 : 東京都) までと幅広い。しかし、参議院 73 選挙区中、事実上定数 1 が 29 選挙区、事実上定数 2 が 24 選挙区もあり、衆議院と同様多くの「死票」が出る。富山選挙区では、今回 97,866 人分の票がこれに該当した（無効票除く）。

女性議員を増やすこと（女性の過少代表の解消）も大きな課題となっていたが、この点はどうか。今回の改選で、女性議員は 242 名中 39 名 (16.1%) となり、マドンナブームに迫る勢いとなった。ただし、改選議席 121 のうち、比例代表 48 議席中 11 議席 (22.9%)、選挙区 73 議席中 11 議席 (15.1%) であることから、激戦となる選挙区で女性の当選が難しいことがわかる。依然として政治的少数派の女性にとってハードルの高い選挙制度の見直しについては、男女共同参画会議「基本問題・影響調査専門調査会」の平成 24 年 2 月報告でも指摘されている。

「一人勝ち」した自民党の得票率をみてみると、地方選挙区 42.81%、比例代表 35.39% を占めた。前回に比べ各々 8% 強、11% 強増加した。しかし、自民党に投票した有権者が、自民党の政策を丸ごと承認しているわけではないだろう。しかも、選挙公約になかった集団的自衛権行使について、内閣法制局長官の人事異動により実現しようという方法を、誰が想像しただろうか。

民主主義の本質は、「治者と被治者が同質であること」だとされる。「政府ニ与党」（治者）が立憲主義のルールから逸脱することのないよう、「有権者」（被治者）は、選挙戦という祭典が終わった後にこそ、厳しく監視し続ける必要があろう。また、ルソーの時代とは異なり、今日、「熟議／討議民主主義」も注目されている。選挙で代表を選ぶだけの「集計民主主義」の限界を補うため、市民間の話し合いにより形成された意見を国政へ届けようという考え方である。「有権者」の声を政治に活かすための試行錯誤は、まだまだ続く。

「なぜ男女賃金裁判を闘うのか～もっと憲法を生かそう～」

宇治谷 明美

男女共同参画週間に恒例となっているフェスティバルが開催され、6月23日(日)10:00～12:00、3団体(1女性会議富山県本部・シャキット富山35・男女賃金差別裁判とともにたたかう会)が主催して標記ワークショップを開きました。参加者は、男性4名を含めて25名でした。

「東和工業(株)コース別男女賃金差別裁判」の原告である本間啓子さん(2011年11



世話人代表 土井由三さん

月に金沢地裁へ提訴)からは、提訴に至った経過や提訴後の裁判の状況等のお話をいただきました。

「男女賃金差別裁判とともにたたかう会」世話人代表の土井由三さんからは、本間さんとの出会いとご自身が現役時代に取り組まれた労働組合活動(嘱託の社員化)を通じて、「労働法や憲法」の理念と、それをどう生かすかの観点から、「女だから安くていい?」の問題提起をいただきました。その後、参加者全員でフリートークを行いました。

定年を目前にした本間さんは、このまま泣き寝入りはしたくないとの思いから、裁判を決意。夫は賛成してくれたが、高齢の母を思い煩わせたくないで随分悩んだとのこと。

しかし、家計を維持するため働いてきた母は、男性が次々昇進していく等の差別を受け、つらい思いをしたこと。退職金だけは上乗せを認めさせた体験を持ち、良き理解者であるとのことでした。

また、4回の裁判は公開でしたが、その後の6回は、非公開で進行協議が進んでいます。(7月22日含めて7回終了)

会社側は原告に対し、「いかに単純で補助的な仕事をしてきたか」を印象付けるように書面を出してくるなど、会社側の書面をみるとストレスですが、裁判闘争をしている方々との交流で「裁判所からの会社側書類を自分では開封できず、常に誰かに開けてもらっている」と聞き、原告の苦しさを共有できたこと。「それでも裁判してよかった。色々な女性や人ともつながったし、思いは同じ」ことを確認。「めげずに、やっていきたいので応援をお願いしたい」と凛として締めくくられました。

フリートークでは、“別姓訴訟裁判のTさんからは、ともに原告として裁判を闘っている思い。韓国女性が職場で座り込みをする映画を観たが、世界中で女たちは闘っていることがわかり心強く思った。”また、“「裁判は公開が原則」のはずなのに進行協議が非公開なのか”などの質問がありました。

来春までには、本間さんの口頭弁論も予定され、労働法や憲法をキチット活かし、男女賃金差別裁判を闘ってきた全国の仲間と共に継続して支えていくこと等を、参加者一同が再確認したワークとなりました。



原告 本間啓子さん

サンフェルフェスティバル 2013 展示報告

「真の男女平等社会実現に向けた歩み」

『2000年5月の創設以来、男女平等社会の実現に取り組んできました。

2001年には「35市町村の首長に男女平等政策の現状」を聞き取り面談し、報告書に纏めたことなど、プロジェクト方式で各課題に取り組んできました。

現在、「男女賃金差別とともにたたかう会」と「別姓訴訟を支える会・富山」に参画し、原告とともに闘っています。

全体会は、毎月開催（偶数月は、サンフォルテにて／奇数月は、高岡市男女平等推進センターにて）し、「シャキット情報」は、偶数月に発行しています。

是非、シャキットへのご参加とシャキット情報のご購読をお待ちしています。』

『会費 2000円／年間』



6月23~29日の「男女共同参画週間」に際し、全国で各種行事が催されています。ここ富山県でも、県民共生センター・サンフォルテにて、6月23日・24日とサンフェルフェスティバル2013が開催されました。シャキットでは、毎年ワークと展示に参加しています。ワークは、近年働き方プロジェクトが中心になって、女性の働き方・職場での男女差別や賃金差別などを問題とし、裁判支援にも積極的に取り組んでいます。

展示物では、左手には、現在取組んでいることを紹介し、右手には、これまでプロジェクトで取組んだ課題を纏めた報告書を紹介しています。これからも共に頑張りましょう。

9月1日「男女賃金差別とともにたたかう会」第2回総会 &記念講演開催！多くのご参加を待っています！！

《於：サンフォルテ 303号室 富山市湊入船町6-7》

総 会 午後1時30分～2時

記念講演 午後2時～4時

演題：「あなたの賃金はなぜ安いのか？」

講師：竹信 三恵子さん（和光大学教授）

総会開催に当たって

本間啓子さんが、働いていた会社を相手取って「コース別男女賃金差別裁判」を起こしたのは、2011年11月17日。その後、12月に行つた記者会見が地方紙に掲載され、私たちの知るところとなりました。シャキット富山35や女性会議などが核となり「ともにたたかおう」と、12年9月に組織を立ち上げました。

この間、兼松や昭和シェルなどで男女賃金差別裁判を闘つてきた方たちが、関東、東海、関西から金沢地裁での毎回の口頭弁論に駆けつけて下さり、大きな支えとなりました。幸いに会員も120余名となり、更新の時期となりました。

今回、労働問題を中心にご活躍の竹信三恵子さんを記念講演講師としてお招きすることが決まりました。竹信さんは、ご存知のように長年、朝日新聞社で労働担当編集委員（論説委員兼務）などを勤めた後、「11年4月から和光大学現代人間学部教授。同年5月から、東日本大震災女性支援ネットワーク共同代表も兼務。」09年には「貧困ジャーナリズム大賞」受賞。著書も多く、「ミボージン日記」「女性を活用する国、しない国」、「ルポ 賃金差別」など多数。

今回、この講演は「サンフォルテ企画型講座」に決定。参議院選挙後のいま、働く者にとって一層の規制緩和と格差社会の到来が予想されるだけに、私たちは何をしていかねばならないのか、多くの示唆に富むお話を聞けることが期待されます。本間さんの裁判にも弾みがつくよう、多くの参加を心待ちにしています。

チラシ参照ください

本間さんの裁判闘争の今！

事務局長 高木 瞳子

この一年間に本間さんは、7回の進行協議を進めてきました。いずれも非公開で「ともにたたかう会」は、一緒に準備書面や相手方の反論文をもとに素人なりの判断をし、励ます日々でした。そして、いよいよ本人陳述までこぎ着けました。本間さんは、暑さの中、陳述書の準備に明け暮れています。

男性と同様の仕事をしてきたにも関わらず、被告：東和工業は、事実をねじ曲げながら本間さんを貶めようとしており、「差別は、コース別ではなく、能力差」と、開き直っています。ここを突き崩すため、数少ない証拠品を手に悔しい思いをぶつけるための努力です。本間さん、フレ～！フレ～！みんながついてるよ。

「個人の尊厳と別姓訴訟」

別姓訴訟を支える会・富山 久米有子

6月23日(日)、サンフォルテフェスティバルのワークショップとして「個人の尊厳と別姓訴訟」と題し、二宮周平先生（立命館大学教授）の講演会を開催しました。約50名の参加がありました。二宮先生の講演では、名字の歴史から始まって、法の論理、諸外国の例の紹介、夫婦別姓訴訟の解説までを、熱く語ってくださいました。

《講演のあらまし》

- 明治以前、庶民には名字がなかった。明治民法で、初めて、夫婦同氏が定められた。
- 1947年の民法改正で「家制度」は廃止され、名字は個人の呼称に純化されたが、夫婦同氏・親子同氏は残された。
- ただし、日本人の国際結婚の際は、名字は変わらないのが原則。（同じ日本人の結婚なのに、名字を変えなくてよい人と、変えなければならない人がいる・・・）
- 日本は、「女性差別撤廃条約」に批准しており、国連委員会から男女不平等な民法を改正するよう再三勧告を受けている。条約は国内法と同じ効力がある。
- 諸外国では、夫婦別氏が原則であったり、選択制であったりするが、家族が崩壊したとの事実はない。
- 選択的夫婦別姓制度がもたらすものとして、個人の尊厳が明確になり、夫婦関係の多様性が認識され、「他人と違ってもいいんだ」という社会的少数派への寛容を生むことができる。
- 選択的夫婦別姓制度は「選択的」であり、同氏にしたいひとは同氏にできるのだからなんの不利益も与えない。
- 選択的夫婦別姓を望む人がいるのだから、少数派の願いを切り捨てていて、豊かな国家、豊かな社会と言えるのだろうか。



二宮先生の講演につづき、原告の塚本協子さんから判決の感想とともに、参加者への感謝の言葉がありました。改めて「名前を返してほしい、塚本協子で生きたい」と訴え、同様に苦しんでいる方々に、この別姓訴訟を知つてもらうために宣伝マンになってほしいと呼びかけました。質疑応答では、判決のわかりにくさについてや、政権の交代があれば裁判の進展はあるのか、この裁判の延長線上には新姓を名乗ることなどもありうるのかといった質問があり、二宮先生はユーモアを交えながら一つ一つ丁寧に答えてくださいました。最後に副代表が、別姓訴訟は社会の変革の切り口になるもの、少数派の人権を守ることは社会全体の解放につながる、明るく楽しく粘り強く頑張りたいと、力強く語って締めくくりました。また、パネル展示「選択的夫婦別姓の実現を目指して～訴訟の経過から～」が6月22～30日まで展示され、選択的夫婦別姓の意義と制度への理解を訴えました。

別姓訴訟・控訴審 初回期日

とき 10月25日（金）11時～

ところ 東京高裁 101法廷 傍聴にかけつけましょう！

第23回参議院選挙の結果を受けて

民意とねじれた改憲策動

土井 由三

7月21日投開票の参院選の結果は、大方の予想通り、自民の圧勝で終わった。だが、自民、維新、みんなの改憲勢力の議席は、改憲発議に必要な3分の2には届かなかった。非改選議員を加えても、自民は115議席にとどまり、過半数に達していない。ただ、改選議員だけをみると、下記のように、この3党で3分の2に到達している。3年後も今の勢いが持続すれば、危うことになる。

	自民	維新	みんな	合計	3分の2
改選議席	121	65	8	81	81

国会でのねじれはなくなったが、民意とのねじれが顕著になった。下記のように、選挙区での得票数と議席数が整合していないからだ。自公で50%にも満たない得票でしかないのに、議席は7割を占めている。民意を反映しない、いびつな選挙制度によるものだ。

	自民	%	公明	%	%計
得票数 選挙区	22,681,192	(42.7)	2,724,447	(5.1)	47.8
比例区	18,460,404	(34.7)	7,568,080	(14.2)	48.9
議席数 選挙区 (73)	47	(64.4)	4	(5.5)	69.9
比例区 (48)	18	(37.5)	7	(14.6)	52.1

民意とのねじれは、96条・9条改憲や原発再稼働で際立っている。各種の世論調査で、いずれも民意は否定的だ。数を頼りに突っ走ってはならない。

なのに、安倍政権は、96条改憲をしばしば口にしている。憲法が政府の暴走に歯止めをかけるためにこそあることの認識が欠落している。反対意見や少数意見に耳を傾け、熟議を重ねていくための3分の2の議員による発議を、過半数にしてしまおうというのはいかにも乱暴である。この国の民主主義を破壊する振る舞いといわねばならない。

追い打ちをかけているのは、集団的自衛権行使のための各種の仕掛けだ。安倍カラーにどっぷり浸かった識者らを集めて「安保法制懇」を再発足させ、「行使」に慎重な法制局長官を容認派に代えた。改憲に先立ち、憲法解釈を変更しようというのだ。9条の空洞化、実質的な改憲である。

これに先立つ7月29日、麻生副総裁から、根っこは同じの「ナチス発言」が飛び出した。現行憲法を停止させ、自民党改憲案を実現しようというのだ。姑息というのはこのような行為のために用意された言葉ではないか。

山本 夕起子

自民党の圧勝に終わった今回の参議院選挙。このあと3年間は国政選挙がないと言われている。与党は「ねじれ」解消を訴えて議席を獲得した。それにしても女性議員の数の少なさは、先進国としては最下位である。

日本の場合は、政治分野における男女共同参画の視点の強調が、女性票の獲得や得票数の

増加につながらない。とくに政治の右傾化によるジェンダー平等に逆行するかのような保守系女性議員の増加だけが帰結される場合には「数の倫理」を追求することにも限界がある。

別姓裁判、男女賃金差別裁判・・・三権分立であることを信じたい。

伊藤 洋子

個々人は護憲であり、脱原発が多いのに選挙、投票となると、どうしてこんな結果になるのだろう。各業界のおもわくが時の権力と結びつくことによって、仕事がある、生活が出来ると自己のことのみを考える結果だと思う。50年先

100年先の日本を見据え「今やるべきことを考える力」を国民は見失ったのだろうか。マスコミの責任は大きい。罪は深い。あおるだけでなく、各政党の政策を、具体的に正確に報道すべきだ。その先に未来の日本が見えてくる。そんな情報が欲しい。国民も自分の判断で、戦争にも平和にもなることをもっと自覚してほしいと切実に思った。声をあげていくしかない。

高木 瞳子

メディアが「この選挙以降3年間は国政選挙が無いだけに、大事な選挙。選択肢が無ければ次善の選択をしよう」と呼びかけていた。ネット選挙も解禁となり、若者への呼びかけもそれなりに行われた。しかし、二人に一人が行かないという低投票率となってしまった。これが与党を勢いづかせた大きな要因と思う。「暫定正社員」などと労働現場の一層の規制緩和を始めとした改変が押し寄せることと。しかし、直後の世論調査では内閣支持率が56%に急落した。理由は「経済政策に期待が持てない」29.6%と最多。憲法改悪に前向きな自民、維新、みんなの議席が2/3に達しなかった事には30.6%が「よかった」、「よくなかった」17.8%、「どちらとも言えない」42.0%と回答。原発再稼働に賛成は32.5%、反対51.7%。

国会のねじれは無くなても国民の意識とのねじれは大きくなっている。そう簡単に99%の生活を委ねてはならないという国民の意地である。

淡川 典子

投票日前夜の渋谷の集会で、”エイジが変わった！”と云われたことを確かと思う。

選挙結果に怒りも、落胆もしない。”事故”の際の菅への袋叩きの結果でもあるわけで。自民党のおごりはボロとして出る。それを逃がさずつかまえられるかどうかが、重要になる。山本太郎の”物騒な発言”と評されるものに、私は違和感をもたない。自分が変節するかもしれない

ないという恐れのリアリティの表明に敬意をもつ。

かつて、公害闘争盛んななかで、革新自治体が生まれた。その誕生を支えた者らが、その後の軌道修正に抵抗できなかった例が出てきた。盛りたてた人による変節だから、と。その呪縛から解放されている人たちが結構出てきている！というのが、渋谷の集会から私が受け取ったことです。

津本 孝子

日本の行く末を考えると、暗澹たる思いになつた参議院選でした。市民にとっては円高、デフレ大賛成です。アベノミクスは、1%の富裕層の1%による1%のための政治です。

立憲主義や国民の基本的人権も認めない自民党の憲法改悪、TPP賛成、対米従属、正社員の解雇自由、戦争する国にしようとする自民党の政治になぜ、支持が多く集まるのでしょうか。52%の投票率なので、今回は棄権した人も多かったようです。

山本太郎の当選は、市民の思いが国会に届きそうで、とてもうれしかったです。富山からも東京にかけつけ、ポスターはりなどにがんばった若者がいたそうです。

早く小選挙区制から、北欧のように完全比例代表制にしてほしいです。又イタリアの5星運動のように直接民主制を取り入れ、地方自治では、議員はボランティアでよいのではないか。新しい政治や選挙の仕組みを世界に先駆けて創造する国でありたいものです。

夫婦同姓強制はいやです。

別姓訴訟原告 塚本 協子

「氏名は個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成する。」

これは63年の最高裁判所の見解です。1947年、現行民法第750条は、夫婦同姓を決めました。96.2%の妻が改姓します。

2011年2月14日、民法750条の夫婦同姓規定は、個人の尊厳を定めた13条や、両性の平等を定めた24条、女性差別撤廃条約を遵守する義務を記した98条に違反するとして原告5人が《別姓訴訟を》東京地裁に提起しました。2013年5月29日、棄却判決を受け、6月11日、東京高等裁判所に控訴して

います。憲法に感謝しながら憲法を使って、勝つまで訴訟は続けます。

この参議院選が改憲派の勝利であったとしても、国民の8割は改憲を望んでいません。その力を信じています。夫婦同姓規定に苦しんで53年目、何時でも、何処ででも《塙本協子で逝きたい》のです。訴訟を支える力は、憲法を広めてくれます。皆様方、どうぞ、男女賃金差別訴訟と一緒に支えてくださるようお願いします。

今こそ憲法を学び活かすチャンスに

山口 和子

嘗てない危機感をもち、初めて直接、友人・知人等に投票依頼をした。マスコミが報じない不都合な話を伝えると、それなりの手ごたえが得られた。しかし、選挙結果と投票率の低さに愕然とし、暗澹たる日々が続いている。経済・物欲ばかりに心を奪われた日本人、未だに15万人の福島避難者がいることを、世界を震撼させた事故さえも忘れたようだ。自分の身に災厄が降りかからないとこたえない民なのか。

過日、映画「選挙2」を観た。ポスター・はがき以外は選挙費用をかけない候補者を追ったドキュメンタリー。公職選挙法の問題点が浮き彫りになっていた。これが参院選前に上映されなかったのも意図的?また、投票日前日、宮崎駿さんの「憲法変えるなどもってのほか」の文章が新聞に掲載された。国民的人気アニメ監督が貴重な発言をしたのは大きい。後日、友人・知人にそれを紹介した。その一人は職場でコピーしたのを配ったとのこと。口コミは強力な手段だ。憲法を語ることはタブーという風潮をじわじわと変えていこう。

選挙の結果

山下 清子

「生活の党 943,836 票」「社民党 1,255,235 票」「みどりの風 430,673 票」「新党大地 523,146 票」「緑の党 457,862 票」の五党で3,610,752票を獲得している。361万票も集めたのに当選した人はたったの一人。ちなみに自民党は18,460,404票で、17人が比例区当選。割合から言うとむだな票が多いことが分かる。五つの党は政策や選挙について連携を考えてほし

い。また、市民活動をしている人たちは自民党以外の政党へ政策について話し合うよう働きかけるべきではないだろうか・・・有権者として選挙制度の見直しなどに声を出していくことが求められていると思う。

参議院選挙が終わって

～やっぱり、市民派でしょ！

道永 麻由美

今回の参議院選挙の開票結果は予想どおり、安倍自民党の圧勝となりました。しかしながら、投票率は前回をさらに下回る52.6%という低さであったことは、極めて不安定な政権であり、絶対的な信頼を受けていないことを示しています。

憲法・原発・TPPが焦点となった今回の選挙で、民主党・社民党の凋落、反自民姿勢の共産党の伸長という中で、東京で66万票を獲得した山本太郎さん、比例区で11万票を獲得した三宅洋平さんの快挙は、市民派にとって大きな希望の星といえます。これが終わりではなく、始まりであり、「希望の星」として輝いてもらう為には、私たち一人ひとりの支えが必要です。

眞の民主主義社会を目指すには、自ら考え、自らの足で歩くことのできる多くの市民が必要です。自分たちの思いを素直に声にする勇気が必要です。

三宅洋平政策ビジョン

“すべての武器を楽器に！”

山本太郎基本政策 被爆させない

TPP入らない

飢えさせない

私たちにとって政治とは何か。

むずかしいことは何もない。

人として“生きる”意志を持ち、表現することではないだろうか。



基調講演 片山善博元鳥取県知事

演題 『地方議会改革と女性議員への期待』

広島県廿日市市議 井上 さちこ

◇女性議員と議会改革とそのミッション（使命）

片山さんの講演で印象に残っているのは、改革派知事と言われたが、普通に市民がおかしいということを、えていっただけで、改革と言ってもそんな大げさなものではない。その言葉でした。例えば年度末になると、予算を使い切ろうと役人が必死にお金を使っていた。税務署の署長だった頃、払わない人もいるが払えない人もおられた。大変な仕事でした。

情報公開にしてもマジックで黒くつぶしてあるところが多かった。隠すところがあるならその理由を聞くこととして知事決裁にすると決めたら、知事に説明するのが面倒なので、それから黒マジックが減った。

当時の鳥取県庁も上の方は男性ばかり、県議会も男性ばかりだった。役人は徹夜も辞さずという状況で仕事をしていたが、これでは女性は働けないし男性でも無理があった。

知事時代は、女性を登用した。また男性でも女性でもどちらかが偏らないように、どちらかが4割ということを心がけた。

また、女性議員が増えるようにセミナーをつくり、結果的に女性議員も増えた。

しかし、女性議員の中にも二通りある。志をもってやっていく人と、だんだんおじさん議員化してくる人もいた。あるとき、廊下であったとき、あの条例を通したらおかしいんじゃない?と言ったら、会派で決まったことだからと言う。これじゃあ、いけません。女性議員が増えて、議会が変わって、政策がかわらないといけないと思います。

◇「市民に背を向けた議会」から「市民が参加する議会」へ

アメリカの議会は市民参加型で市民ヒアリングを1時間くらい行う。議場のレイアウトにしても、日本では、議員は市民に背を向けているが、アメリカはレイアウトも裁判所方式だ。

◇「議員本位の議会運営」から「市民本位の議会運営」へ

市民に議会がなくてもいいか?と聞くと、別に~という反応だった。議会改革という点で、日本は年4回の会期制だが、欧米は一週間に一回の通年制方式だ。毎週1回集まり、議案を検討する。アメリカでは定例会は毎週水曜日、委員会は毎週木曜日というふうに決まっている。開催は定例会は午後6時からとし、来週の議会で何が議論されるか周知される。日本はいつ何が議論されるかもわからない。しかも、昼間の議会だから行けない。そして議案の審議はほとんどない。

アメリカは議案ごとに質問する。日本は議員ごとに質問なので、会派が違えばまた同じ質問をする。知事時代にさっさき答えたでしょう!と言うと反発された。質問は議員単位から議会単位でしたらいいと思う。議員バッチは日本と韓国だけです。

◇「市民が参加する議会」・「チームプレー」・「議会改革」の試みと女性議員



日本の議員は役人に意見を聞くが、アメリカでは議会の主役は市民で、議員は公聴というかたちで、市民から意見を聞く。市議会で公聴会を、委員会単位で聞いて欲しい。要望を個人単位で聞くと、口利きになりやすいです。保育所へ孫を入れてくれという口利きから、保育所の待機児童をなくす予算を組む。そういう活動で女性議員のみなさん、頑張ってください。



《会計十報告》

2013年7月31日現在

【収入の部】	【支出の部】
・5月より繰越 62, 464円	・シャキット情報 135号送料 5, 520円
・会 費 64, 000円	・シャキット情報 (製版・印刷等) 2, 880円
	・総会資料追加分用紙代 1, 440円
	・サンフェス展示用拡大印刷・制作費 4, 000円
	・サンフェスWS経費 6, 333円 (講師謝礼、チラシ・題字作成、資料印刷・製版、しおり作成費など、主催3団体で分割)
	・郵送料 1, 020円
	・消耗品 630円
	・8月へ繰越 104, 420円
収入の部 合計 126, 464円	支出の部 合計 126, 464円
+上記とは別に「特別会計」として 30, 000円あります+	
会計 山口	

お知らせ

「Eフェスタ2013」 9月1日~8日 開催!!

恒例となったフェスタ!高岡市男女平等推進センターにて待っています!

WS『日本軍「慰安婦」問題から考えてみませんか』 & 展示も必見!

…チラシ・総合パンフをご参照ください…

編集後記

136号 編集長 高木 瞳子

安倍内閣は参議院選挙後に、改憲を始めとして国民生活を脅かす政策を打ち出すのではないかと案じられていました。果たして彼らの思ひ通りに事が運ぶか、私たちはそれに対してなにをしていくのか。結果を受けて皆さんのがいを集めることで、方向性が少しでも見えてくるのではないかと考えた次第です。ご意見いただいた皆さん有りがとうございました。

低投票率の下、決して国民の信を得たとは言い難い得票率しか得なかつた自公がどうでてくるのか、心配な面も多々あります。

早速、8月5日に「社会保障制度改革国民会議」が決定した最終報告は、これって、一体何?と思わざるを得ません。主な項目として、①年金||受給年齢の引き上げ、高所得者の課税強化。②医療||70歳4才の医療費窓口負担を1割→2割に、紹介状なしの大病院受診患者に定額自己負担を導入。③介護||高所得者の介護保険料引き上げ、「要支援」など軽度の人を保険サービスから切り離し、市町村の事業にする。

先の民主党政権では議論が進まなかつた年金問題などありますが、基本的には「消費税増税と社会保障の一体改革」であり、増税分で制度充実を図るものだったのではないでしようか。

今回出された改革案は、全てに国民負担増や給付の制限など、一方的にサービスの削減が強化されています。増税と負担が一挙に押し寄せるだけで、いくら負担したら将来の生活に安心を得られるのか、なんら将来図が示されていません。これでは消費増税は誰も納得しないでしょう。

そして、内閣法制局長官の首をすげ替えて集団的自衛権の「解釈改憲」をやろうといふのですから、どこまで姑息な内閣なのでしょうか。こんなやうな方を国民は納得しません。私たち国民を議論の外に置いて、憲法の本質をねじ曲げることは何としても許してはなりません。

シャキット情報

NO. 137

2013.10.12発行
編集 事務局

差別温存社会を「のりこえ」よう

高木 瞳子

富山に住む私たちの周りでヘイトスピーチやデモを直接耳に、目にすることはないが、今月7日、京都朝鮮第一初級学校への襲撃事件と2回の街頭宣伝デモに対する民事裁判の判決が出た。新聞報道では、「在日特権を許さない市民の会」(以下「在特会」)などの示威活動と映像公開行為は、児童や教職員を畏怖させ、学校の名誉を毀損(きそん)し、人種差別撤廃条約の人種差別に当たる。賠償額は計約1200万円、在特会などは当該学校の半径200㍍以内で街宣してはならないとあった。

これまで北朝鮮がミサイルを発射したり、拉致を認めた'02年などに、全国の朝鮮学校で生徒が制服や鞄を切られたり、髪を切られる事件が起こっていた。私たちも政府に対し実態調査と、子どもや、弱いものを狙い撃ちする行為の取り締まりなどを要望したが、国が動くことはなかった。今回、学校側が告訴したのは「黙っていたら差別がエスカレートする」との危機感からとあった。しかし、不特定多数の相手を誹謗、中傷するヘイトスピーチは刑事裁判で差別が認定されないと流れは変わらないのが現状とか。ヘイトスピーチは、在日朝鮮・韓国人だけではなく、女性や被差別部落の出身者、婚外子、障がい者等々、社会的少数者が対象であり、日本の社会がつくってきた差別感が巣くっている。

先日開催のEフェス・メイン講演で辛 淑玉さんが、差別発言などに関して示唆に富む話をされた。

昨今の店舗の閉鎖を招くなど社会的に問題となっている「バイトテロ」(コンビニなどの冷凍庫・冷蔵庫に入り、食品を粗末に扱った写真などをネットに掲示)は、単なるいたずらではないのでは?バイトテロやヘイトスピーチに共通するのは怒りではなく「憎しみ」ではないか。沖縄は、日本が何時やられるかもしれないのに「基地は要らない」とまだをこねている。津波・原発事故から2年も経っているのに「東北は甘えるな」等々の発言。これらの言葉の裏にあるモノは何か考えてみよう。そこにあるのは「私たちは日本人なんだから、日本人よ、助けてくれ。」「寂しいから。」「つながりたい。」のではないか。私は、「一緒に生きていこう」と、メッセージを出そうと思っている。9月25日、辛さんを中心として結成された『のりこえねっと』の設立宣言には、「この暴力に対峙し、決然と対決することは、単なるマイノリティ集団の利益のための行動ではない。また、一国の国内問題を解決するためのものでもない。民族や国境の壁を越えて、人権の普遍的価値を擁護し、防衛する行動でもあるのだ」と。彼女はののしるヘイトスピーチをみて「全国ネットでつながらないと、リベラルは勝てない」と話している。つながりながら一緒に闘おう。

《2013年11月~12月の予定》 皆さん、集まりましょう!!

11月10日(日) 13:00~全大会 高岡市男女平等推進センター会議室

12月14日(土) 10:30~全大会 サンフォルテ(午後 情報138号印刷発行)

連絡先 Tel&Fax : 高木瞳子(076-423-8005)、津本孝子(0766-56-4588) 事務局 m.aoki@alpha.ocn.ne.jp

活動場所 : サンフォルテ(富山市湊入船町6-7) 076-432-4500

高岡市男女平等推進センター(高岡市末広町1-7ケイヒング・ウイング高岡6階) 0766-20-1810

会費(年間2000円、情報・通信費等)1部200円 振込み先:郵便振込 00780-9-75052 シャキット富山35

8月～10月全体会報告

経過報告



議題

月 日	活 動 内 容
8月 18日	8月シャキット全体会 情報No.136 発行(サンフォルテ)
22日	Eネット定例会
24日	「別姓訴訟を支える会・富山」全体ミーティング
25日	「男女差別賃金とともにたたかう会」定例会
9月 1日	「男女差別賃金とともにたたかう会」第2回総会
7日	Eフェスタ2013 WS開催(9月全体会 兼)
22日	「男女差別賃金とともにたたかう会」運営委員会
〃	「別姓訴訟を支える会・富山」全体ミーティング
25日	Eネット定例会
10月 12日	10月シャキット全体会 情報No.137 発行(サンフォルテ)

1. 「学習会」について（高岡市男女平等推進センター学習支援企画として）

「職務評価制度を学ぼう」 大槻奈巳 聖心女子大准教授

11月9～10日（土・日）に決定。

- ① 学習会：11月10日（日）午前10時～12時 （準備9時30分～）
- ② 交流会：11月9日（土）午後予定

2. 「男女賃金差別とともにたたかう会」（働き方P. 6P 参照）

- ・8月25日（日）10:00～定例会・総会準備
- ・9月1日（日）1:30～4:00 第2回総会&記念講演（講師：竹信三恵子和光大教授）
*講演会は、サンフォルテ企画型講座として開催
- ・9月22日（日）10:00～ 定例会＝運営委員会（世話人の名称を運営委員に変更）
今後の活動・方向性について意見交換
- ・10月27日（日）10:00～ 運営委員会・学習会
会報No.5 発行

3. 世話人・会員の作業費などについて

- ・例年の金額を確認し、「申し合わせ事項」として記録しておく。
*広く一般に働きかける企画は予算を立てて進める
*内部の総会、学習会などには支払わない

4. Eネット（高岡市男女平等推進センター登録活動団体ネットワーク）（4・5P参照）

- ・「Eフェスタ2013」開催 9月1日（日）～8日（日）—WS・展示に参加する
ワークショップ 9月7日（土）10:00～12:00
テーマ「慰安婦問題から社会の動きを考えてみませんか」
講 師 堀江節子さん（コリア・プロジェクト@富山）

5. 【賛同団体報告】別姓訴訟を支える会・富山（7P 参照）

- ・9月22日（日） 13:30～ 全体ミーティング
- ・9月28日 ニュースレター 第8号発行
- ・10月25日（金）11:00～ 第1回 控訴審期日 於：東京高等裁判所 101法廷

6. 【賛同団体報告】クオータ制を推進する会

☆「クオータ制を推進する会 ニュースレター」Vol. 2 発行 (8/26付け 同封参照)

シリーズ 日本国憲法のいま——女たちの権利は実現したのか

「婚姻の尊重」がうみ出した差別——「非嫡出子相続規定」違憲判決を考える（4）

彼谷 環

日本国憲法の男女平等をデザインしたベアテ・シロタ。10年間日本で生活した彼女は、家制度でがんじがらめになっていた女性と子どもに強い関心を持った。

GHQ人権に関する小委員会に示されたベアテ案のなかには、「非嫡出子は法的に差別を受けず、法的に認められた嫡出子同様に身体的、知的、社会的に成長することにおいて権利を持つ」（邦訳は婦人展望1993年7月号参照）という規定も用意された。残念ながら、この案が日本国憲法に盛り込まれることはなかったが、「個人の尊厳」（13条）と「法の下の平等」（14条）、「男女の本質的平等」（24条）を根拠に、すべての子どもは、誰が親であろうと個人として尊重され、差別を受けないことが保障される。日本が批准する子どもの権利条約にも、同種の規定がある（「子どもの一人一人に対して、出生にかかわらず、あらゆる種類の差別なしに、この条約に掲げる権利を尊重し、かつ確保しなければならない」（2条））。

日本国憲法とは対照的に、家族・婚姻関係を規律する民法は、旧民法の家制度の影響を色濃く残すものであった。夫婦同氏原則はもちろんのこと、男女で異なる婚姻適齢、女性のみに設けられた再婚禁止期間、そして「非嫡出子」の相続差別規定だ。

法定相続分を定める民法900条4号但書は、「嫡出子」と「非嫡出子」との間に大きな壁をつくった。法律婚による男女間に生まれた「正統な子」に対し、「正統でない子」には半分の相続しか認められない。だが、子どもは親を選べない。自己の意志や努力ではいかんともしがたいこの差別的取扱いに対し、1993年東京高裁は、「人は自己の非行のみによって罰又は不利益を受けるという近代法の基本原則にも背反している」と非難した。

国際機関もこれに注目した。国連規約人権委員会と国連子どもの権利委員会は、それぞれ、日本政府に対し「婚外子に対する差別」を是正するようたびたび勧告した。欧米諸国では、子どもに対する差別規定を設けてはいない。また、人口動態統計をみても、日本の婚外子の割合は上昇し続けている。1978年の最低値（0.77%）から、徐々にではあるが、2012年には2.23%になった。こうした国際機関に

よる評価や、婚姻形態の多様化を背景に、9月4日、最高裁大法廷は全員一致で、民法900条4号但書が「法の下の平等」を定めた憲法14条1項に反するとした。遅すぎる結論と言えよう。

これまで、子を「嫡出子／非嫡出子」に二分し、法定相続分に格差を設けてきたのはなぜか。その理由としては、まず、日本が法律婚主義を採用した結果、法律上の配偶者間に生まれた子の立場は尊重されるべきだという考えがある。その一方で、「非嫡出子」も同じ親から生まれてきたのだから、「保護」されねばならないという考え方もある。はじめて民法900条4号但書が憲法違反ではないかと争われた際、1995年最高裁大法廷は、これらの理由から「合憲」と判断した。しかし、このとき、裁判官15名のうち5名が反対意見を述べ、とくに尾崎行信判事が「追加」で反対意見を書いた。尾崎判事は、本来、誰になにを遺すかは被相続人の自由意思によることを前提に、民法900条4号但書は、「無遺言の場合」にのみ、誰にどう財産を分配するかを定めた「補充規定」であると考える。そのうえで、この規定の目的を達成することと、嫡出子／非嫡出子を差別することは直接関係がないと述べている。

ところで、今回最高裁は、既に相続問題が決着しているケースには、違憲判断の効果は及ばないとした。「著しく法的安定性を害する」からという理由だ。しかし、かたや旧来の手続に従い異なる取り扱いを認めるのに対し、かたや平等に分割するというのでは、あまりにも衡平性を欠くのではないだろうか。

こうした問題を抱えつつ、このあと、国会は件の規定を削除する作業に入るが、その動きはきわめて鈍い。規定を改正すれば、「日本社会の伝統が崩れる」という声が国会内部でもあがっているのだ。だが、めったにお目にかかるない最高裁の違憲判断を軽く扱われては困る。最高裁の違憲立法審査権こそ、国に憲法を意識させ個人の権利を保障する大切な手段なのである。



Eフェスタ2013 報告

シャキット・ワークショップ

9月7日(土)

“ 「慰安婦」問題から社会の動きを考えてみませんか ”

山本 夕起子

今年も E ネット(高岡市男女平等推進センター登録活動団体ネットワーク)主催の E フェスタ(9/1～9/8)があり、シャキットは表記のワークショップ(WS)を開催しました。

今回の WS の講師は、長年、ハンセン病、障害者、女性、そして韓国併合問題等の活動に取り組んでこられた堀江節子さん。

始めに、元「慰安婦」のキル ウォノクさんが、2008 年、衆議院会館の公聴会でご自分の壮絶な人生を語られた DVD を観ました。「死ぬ前に真実を認めて欲しいのです。

みなさん想像してください。自分の孫、娘、母、祖母がこのような目にあつたら・・・一言でいいのです、真実を認めてください」。被害者(当事者)からの言葉は、日本政府からの謝罪、補償のないことへの辛い胸の内を訴えるものです。今回はじめて WS に参加された女から、「DVD は衝撃的であり、もっと多くの人が知るべきです。特に、若者、学生に知って欲しいです。日本は、戦争をしない道を選んでください。」と、涙ながらの訴えがありました。

今、日本は保守回帰の政治のなか、過去の植民地支配、侵略の加害の歴史すら正当化しようとされています。また、東京・新大久保、大阪・鶴橋などで起きているヘイトスピーチ(憎悪発言)「殺せ朝鮮人、ゴキブリ、ウジ虫・・・・お前らを一匹残らずたたきつぶす」にみられるような他者の痛みへの想像力をなくした行動が広がりを見せてています。堀江さんからは、未来志向で物事を見て行くことの大切さ、そして、私たちが今すぐにできることに、1)『20 年間の水曜日』を読む。2)ナビ基金(被害者支援)。3)1 億人署名。4)支援グッズの購入があることを話されました。

現存されているハルモニたちは高齢です。「私の人生はそこで破壊されました。姓奴隸の犠牲者の私が被害を伝えなければ、何も理解してもらえないでしょう」。この言葉のもつ崇高な意志に胸のつぶれる思いをしたのは私だけではないと信じ、これからもこの問題に関わって行きたいと思う WS でした。

当日の資料が手元に数部あります。欲しい方はお譲りします。ご連絡ください。



講師 堀江節子さん

展示もしました！





今年のEフェスタは、「支えあい、生かしあう高岡に！」をテーマに、メインイベントとして、辛淑玉（しん すぐ）さんの講演と参加者との語らいがありました。

僕にとって辛さんは、辛辣な人権活動家と言うイメージでしたので、今回の講演『今、起きていること』は、どんな話が聞けるのか楽しみでした。

講演の内容は、最近ネットを賑わせているバイトテロを取り上げて、若者はどうして、こんな馬鹿げた行動をするようになったのか？に始まり、かつての正社員による雇用安定など、すでに昔話なのだと話されました。

今や若い人たちが正社員に就こうとしても、わずかな人しか採用されないので、多くの若者は、アルバイト的な仕事で生活を立てていくしかない現実がある。アルバイトの仕事というのは、単に自給いくらの低賃金であるばかりか、将来に繋がる夢や希望がまったく見えない、不安定な仕事でしかないと言うこと。こんな不安定な仕事であれば、とりあえず働き口はいつでもあるのだから、今の仕事に対する誇りや執着もほとんど無いので、自分のアイデンティティもない。

そこで何か面白いことや楽しいことを、やりたいと思った時には、他者のことを考えずに、自分の小さな世界のことしか思いを馳せない。こうした社会性のない孤立した感覚が、自らの疎外感となって憎しみを生み、この憎しみの行き場として、ヘイトデモのような過激な行動も登場する。

辛さんの講演から僕が印象に残ったのは、こうしたバイトテロこそ、人種差別のようなヘイトスピーチと同じ根を持っており、そこにあるのは、政治的に切り捨てられた人たちの、やり場のない怒りだと言うことです。

自然農従事者 磯辺 文男

僕自身は飲食店をほとんど利用しませんが、今では多くの人が利用しており、その商品の上や洗浄棚やカウンターなどに、人が寝そべったりすればイヤでしょう。そうした人が嫌がることを、面白がってやる行為というのは幼稚ですが、大のおとながそうしたことをやるようになった社会とは、いったい何なのか？なんとなく疑問に思っていたことが、明確に答えていただいたようで、なるほど辛さんには、鋭い視点があるのだなあ・・・と感心もしたのです。

それではこの現実の中で、僕らは何をすればいいのか、何が出来るのか？後半の意見交換の時に、これから辛さんがやろうとしていることも聞いてみました。会場内からいくつもの質問や意見があったので、それに答える話の中で、辛さんは理解し合える人との繋がりの大切さと、態度を曖昧にしないことの大切さを、自らの生き方や計画の中で、自らの行動規範として話されたのが印象的でした。

善いものは善い、嫌いなものは嫌い、と常に明確に答え続けることで、周囲の人たちも、辛さんが何を求めているか自ずとわかるようにしておくのです。それがメッセージとなって、自分が何を守り、何と戦っているのかが明確になるから、曖昧でない賛同者が繋がり、大きな力になっているということでしょうか。

そして立場の弱い人たちを守る最後の砦として、地方自治の大切さを取り上げ、国とは違う視点で、市民が主体になることの重要さを話されたのも強く心に残りました。

新しい時代に向けて、いつまでも過去の価値感にしがみつくのではなく、例えばアルバイトのような仕事でも、いくつかを掛け持つことで生活を成り立たせる。出産時期には一つ減らし、子育て時期には一つ増やして生活を賄えるような、柔軟な対応ができる社会を、作っていくことの大切さを言われたように思います。そのためにも僕らは、もっと直接人が集って話し合うことが大切なのでしょう。

いつも当たり前のことに行き着くのですが、人には人が大切で、面倒ではあっても、生身の人間同士が顔を付き合わせながら意見交換する、人間の温度がわかる社会を作ることが、なによりも大切と言うことでしょう。

例えば金銭経済などは、二の次三の次の問題なのです。（イソップ通信より）



「男女賃金差別とともにたたかう会」第2回総会・記念講演 報告

2013年9月1日(日) 13:30~ サンフォルテ 303号室

山口 和子

1. 総会

・来賓挨拶



岩渕弁護士からは、裁判の概略と経過説明があった。この裁判では会社の（人事に関する書面の）文の中に男女差別を明確に書いてあるので、論点が中国電力裁判とは違う。（だから、負けない）明るい展望を示唆していただいた。また、県外から応援に駆けつけてくださった兼松や昭和シェル石油裁判原告等11名を代表して柚木康子さんから力強いエールが送られた。

* () 内は筆者が加筆

- ・議案の「'12年度活動報告とこれからの活動提案」、「会計決算報告、予算案」、「規約変更提案」「役員提案」等、いずれも承認された。
- ・原告の本間さんからは、皆さんに支えられて今日に至った謝意と今後の意気込みが述べられた。

2. 記念講演 「あなたの賃金はなぜ安いのか～賃金差別と私たち～」

講師 竹信三恵子 和光大学教授

内容が盛りだくさんのため早口の弾丸トーク、全員熱心に聴いた90分。



- 「なぜ正規社員の男女賃金に大きい差があるのか」 山口一雄シカゴ大教授の見解

- ・計的差別（「女は直ぐ辞めるから」と辞めない女性をも差別）や間接差別などによって。

- 日本で「差別」という用語は忌避される（「格差」はOKだが）。敢えて著書名を「ルポ賃金差別」に。日本では差別観が未成熟であり、差別の定義が社会的に全く共有されていない。

「差別」とは⇒人々が他者に対して、ある社会的カテゴリーをあてはめることで、他者の具体的生それ自体を理解する回路を遮断し、他者を忌避・排除する具体的な行為の総体（現代社会「福祉辞典」）

《なぜ雇用形態が異なるだけで、大きな収入差が起きるのか》

- 賃金差別を禁じる仕組みの不備

- ・労基法3条：身分や国籍などによる賃金差別の禁止⇒「雇用形態は身分ではない」
- ・同4条：性による賃金差別の禁止⇒「女性だけ安い」はダメだが、「パートやコース別」ならOK。
- ・パート労働法改正：正社員との差別禁止⇒無期雇用、雇用管理、職務内容が同じ場合だけ。
- ・間接差別の禁止⇒転勤の有無で昇進やコース分けなど、ほとんど該当しない。
- ・ILO100号条約（男女間の同一価値労働同一賃金）を批准したが、「同一」の基準が不明。

《賃金差別は正の不備は何をもたらしているか》

- ・雇用形態さえ変えれば、「安い労働者」が手に入る。⇒非正規雇用、間接雇用の労働者が急増。
- ・職務内容にかかわらず安くできる便利な非正規。女性や若者には『小遣い賃金』でいい。
- ・いくら働いても自立できる年収を得られず。

《差別は最強・最悪の賃下げ装置》

日本は、長時間労働者比率1位、相対貧困率2位（'00年OECD中）・働く意欲の低下、人材が育たない。

《差別は正のために何が必要か》

- ① 同一労働同一賃金、同一価値労働同一賃金を担保する法律の整備や職務評価の方法を確立
- ② 賃金差別禁止（防止規定）及び職業訓練や安全ネットの整備、富の再分配の強化
- ③ 職場では、景気好転時に賃上げ交渉で格差縮小を主眼に要求する。

最後に今後日本について、低賃金層が更に増大し、一時の憂さを晴らすため、為政者はカジノ構想など目論み彼等を依存症にするのではないかとの話に不安を感じた。まずはできることから、11月シャキットの学習会（「職務評価について」）に向け、事前学習をしていきたい。



別姓訴訟控訴審で 《違憲》・《違憲の疑いが生じている》との判決が欲しいです！！

別姓訴訟 原告 塚本 協子

9月4日、最高裁大法廷で民法900条婚外子差別が憲法14条1項の平等原則に反し違憲であるとの決定を下しました。婚外子裁判を始めて30年、115年間ぶりの婚外子差別(人権侵害)違憲の流れがやっと国会まで届きそうです。次回の国会で民法その実用法の戸籍法を改正すると官房長官が言っていました。

1. 最高裁は、この判断にあたり

- ①司法は時代の変遷に沿った判断をしていく必要があるとの基準を示しました。
- ②現代では、婚姻、家族の形態が著しく多様化し、婚姻・家族の在り方に対する国民の意識の多様化が大きく進んでいること ③諸外国・特に欧米においては婚外子の相続分制限の規定がなくなり、残存しているのは世界的にも限られた状況にあること ④国際規約及び条約の批准により、国際的に改正勧告や現状懸念の見解の提示などを受けていること
- ⑤婚外子の立場に配慮した住民票上・戸籍上の扱いが進んできたことなどに言及 ⑥「家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に認識されてきたことは明らかである」と結論づけ、これを違憲判断の主要な論拠としました。

◎

2. 別姓訴訟判決では（棄却判決理由では、下記2つの事実を認めました。

- (A) 改姓の不利益を認めた・・・「氏を変更することにより、人間関係やキャリアの断絶などが生じる可能性が高く、不利益が生じることは容易に推測し得る。婚姻について選択的夫婦別姓制度が採用される期待が大きく、これを積極的に認める意見の多い・・・」と表現した点には、十分に着目して欲しい
- (B) 民法 750条の立法目的について・・・「婚姻制度に必要不可欠のものであるとも、婚姻の本質に起因するものであるとも説明されていない」との事実を認めたことは意義深い。

私たち原告弁護団は、7月31日付で控訴理由書を提出しました。5アページに及ぶ超大作です。

まず、原判決を榎原富士子弁護団長は、『原判決全体の問題点、氏の変更を強制されない自由（憲法13条論）、婚姻の自由（憲法24条論）、2つの自由の二者択一という特殊性、国家賠償法1条1項の違法性、条約違反の立法不作為の違法性、』という順で構成しました。原判決は民法750条の合憲審査を直接にはせず回避したので、これをまずすべきという主張を強く打ち出し、2つの自由権論を国賠法よりも先に展開しました。支える会サイトにアップしている理由書で「原判決の問題点」をお読みいただくと、非常に理解し難い原判決の問題点がうっすらとおわかりいただけるのではと思います』『66年経た今、「違憲の疑いが生じている」くらいは、判決理由中で述べて欲しかったというのが率直なところです』と書いています。

婚外子差別違憲の理由にある判断基準と違憲判断の主要な論拠は、そのまま別姓訴訟にも当てはめてほしいと願います。最高裁判決の⑥の「家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に認識されてきたことは明らかである」は、まさに民法 750 条の夫婦同姓の非合理性の根拠となります。ですので、婚外子差別違憲を夫婦同姓強制に、民法 900 条2項違憲を民法 750 条に変えた判決が欲しいです(^O^)

控訴審では、裁判所が控訴人（原告）の主張をきちんと捉え、これにきちんと応えた判決が出されることを願っています。皆様、どうか傍聴・ご支援よろしくお願ひいたします。

別姓訴訟・控訴審初回期日
10月25日(金) 11時 東京高裁101法廷

「回復者とともに暮らせる富山をめざして」報告

ハンセン病問題ふるさとネットワーク富山は、9月7日、「回復者とともに暮らせる富山をめざして」のテーマで「ハンセン病訴訟勝訴12周年記念シンポジウム」を開催しました。現在全国13カ所の療養所に在園される富山県出身者は7名ですが、いまも故郷へ帰れない状況が続いています。すでに病気が治り、法律も変わっているなかで、なぜ「社会復帰」が進まないのか。その原因は私たち市民の根強い差別意識や無知、無関心にあるのではないかとのことで、ハンセン病関西退所者原告団いちょうの会のみなさん、訴訟弁護団弁護士、大阪府ハンセン病回復者支援センターコーディネーターを迎えて、お話を聞きました。

ハンセン病問題シンポジウム

4人のパネリストの発言より

● 手嶋敬一さん（退所者）

（ハンセン病関西退所者原告団いちょうの会副会長）

「被害とは何か？」高校生のときに発病、そのとき父親から「死んでくれへんか」といわれた。返す言葉がなく、こういう宿命の病気などとあきらめて岡山に行った。裁判に勝ち、社会復帰した。同窓会の通知が来るので、兄弟に相談したら、「今さら、のこのこ顔を出すな」と言われた。集合写真に知らない人の顔があったら何と説明するんだ、とも。勝訴のあとには、各県の知事、宗教団体のエライ人が園に謝罪に来た。しかし、今は園内ですら、裁判があったことを忘れている人もいる。風化が進んでいる。

● 原田恵子さん

（ハンセン病回復者支援センターコーディネーター）

2001年勝訴判決の直後の6月、「その後の課題は何か」というテーマのシンポジウムを開いた。そこで、大阪府知事に愛生園と光明園に謝罪に行ってほしいと要望書を出し、太田知事が療養所へ来て謝罪した。その後調査や資料発掘などを行ない、2004年に報告書を出した。調査でのニーズをもとに事業を行っている。支援センターでは、里帰り事業や相談窓口の開設、当事者支援、一般向けのふれあい体験の開催を行っている。2012年からは退所者の家庭訪問を行い、多様なニーズを掘り起こしている。高齢化が進み、医療介護が課題となっている。介護認定調査でハンセン病歴が反映されていない。医療福祉関係者に研修をしている。人権教育のなかで啓発していく必要がある。



● 神谷誠人さん

（瀬戸内ハンセン病国賠訴訟弁護団事務局次長）

退所者は、世間に知られて家族に迷惑をかけることを恐れ、身をすくませて生きてきた。真の社会復帰とは、人間の権利や機会が保障され、自由な人間関係を形成、健康で、介護が保障されることだが、現状は人としての可能性を奪われ、被害の回復もなされず、無らい県運動の状態が続く。

裁判後も活動をともにしているのは、回復者の方々に学び、人としてふれあう喜びがあるから…。

● 青井和成（ふるさとネット富山・僧侶）

何カ所かの療養所に県出身者を尋ねている。帰りたくても、高齢になり、故郷へ帰ると家族に迷惑をかけるからダメだと話される。帰ってこられるとしても、その前に無らいけん運動など、私たちがしたことを知る必要がある。

大阪府の人権問題への取り組みはスゴイ！

大阪での社会復帰者への多様な取り組みを聞き、「社会が当事者のしんどさを背負うことなくして、安心してふるさとに帰ることはできない」と原田さんが言われて、絶句。支援者の覚悟のほどを知った。

今回、県の担当者が参加されたが、県ともできるところから協力していく必要がある。無らい県運動の究明も必須か。（ふるさとネット富山 堀江節子）

次代の人たちへ バトンタッチ

山下 清子

8月24日、長野市で開催された 政治学習会「しなの」(代表 樽川通子さん長野県)の総会に参加した。この日で解散するということで、「私たちが望んでいる日本の未来像」というテーマで、パネルディスカッションが行われた。甘利てる代(ジャーナリスト)、黒岩秩子(福祉施設理事長)、潮谷義子(前熊本県知事)、藤原真由美(元大分県職員)さんと私が話した。「クオータ制」「原発の再稼働」「憲法の見直し」について問い合わせがあり、それぞれの考えを言った。

樽川さんは「この会は、右から左まで超党派の会員が集まっているが、クオータ制導入賛成。原発反対。憲法は変えない。という意見でまとまった。これまでの活動をついでいってほしい。」と言われた。今年84歳になる樽川通子さんから次世代へのバトンタッチである。

これからは立派なリーダーに頼るだけでなく、それぞれの活動をつないでいくネットワーク型の運動になると思う。市民活動をしながら情報収集して、いつでも結集出来るようにしておくことが大事だ。今の若者たちには、仕事や介護・子育てなど大変な問題が山積みだ。世代や立場・地域をこえた人々がつながって政府に対して意見を言っていくと共に、自分の住んでいる地域で助け合う方法を考えていかなくてはならない。出来る限り応援していきたいと思っている。



多様な人・分野がつながること・語り合うこと NPOのネットワークをひろげよう

NPO法人 Nプロジェクトひと・みち・まち 理事長 大坪 久美子

●8/11(日)に、Nプロ主催イベント「つながりあって、つながる命」を開催した。今回は、小さな子どもをもつ母親が主なメンバーの10人程のプロジェクトチームをつくって行った。やはり幼い双子の母であり、311を機に全国の仲間とつながって活動する写真家亀山のこさんを招き、彼女のトークと写真展「100人の母たち」そして、意見交換を行った。東日本大震災・原発事故を経て、持続可能な社会をめざし、これから生き方をみんなで考えた。様々なアートステージ、自然・健康を大切に考えた飲食や生活雑貨など多くのお店のブースをつくり、「のこのこ村」と名付けた理想の村のような空間づくりをめざした。その中で、参加者の方々から、これからのもっと大事なことを話し合える場がほしい! Nプロに期待していると言われた。

●9/1(日)Eフェスタでワークショップ「NPOが動く とやまが動く」を開催した。同名の書籍の企画編集長である向井嘉之さんを招いてお話を聞き、参加者全員で語り合った。富山県内のNPOは多くの団体がそれ各自特徴をもって活躍しているが、それらが横のつながりで一体になりきれていない、もっと多様な分野のNPOどうしの交流が必要だという意見が多く出された。ここでも、語り合いの場づくりの必要性が浮き彫りになった。

●9/22(日)、富山で開かれた「こども環境学会・北陸・東海・関西合同セミナー」に招かれ、Nプロの活動を話した。こどもが育つ環境づくりを、多様な面から情報をシェアして交流したが、色々な地域からの熱心に楽しく集まっておられ、素晴らしいだった。子育てこそ、異なる視点を持つ人たちが共に考え語り合うことが重要だと痛感した。今後も話し合う機会をつくっていきたい。



女性史

ペアテさんの会 伊藤 泊子

9/1「Eフェスタ 2013」高岡市男女平等推進センター主催の WS「戦後、高岡女性の生活活動史、先輩女性に聞く」に参加した。元戸出町婦人会長、牧ひさ子さんから婦人会活動について聞いた。昭和22



年高岡市連合婦人会結成、呉西愛育園(のちの高岡愛育園、富山県立保育専門学院竣工に協力。婦人会館設立資金として市へ600万円寄付、など、金銭での支援から、政治の学習をはじめ高岡市議会議員に仲間を送り出した。これが高岡市婦人会の特徴といえる。その後、高岡女性プランの策定などに市民が参画していくようになった。

昔、嫁たちは働くだけでは自由がなく、婦人会の集まりだといえば舅、姑も認めてくれた。友達もでき、婦人会貯金などで小遣いもでき、自立への希望となっていました。今では女性の社会参画を推進するための講座がありあらゆる所で勉強ができるようになり隔世の感がある。牧さんは、今も生涯学習センターや戸出地区でまちづくり活動で活躍しておられる。

また、9/5はペアテさんの会の WS「女性史④ 自分のことを話そう」では、土倉睦子さんに農林水産省で働いてこられたお話を聞いた。参加した人たちも自分のことを話して、女性の人生について意見交換した。みんな同じように苦労をしているが明るく語った



今、当然のように受けている女性の権利、労働、福祉など先輩の活動があったからこそと思いました。歴史を知ることは大切なことです。

今、私たちが活動していることを次の世代へしっかりとつなげていきたいものです。

放射能監視強化を求める署名活動の結果報告

「ノーモア放射能とやまネットワーク」

事務局担当 宮崎 さゆり

今年の夏は、本当に暑い夏だった。実際の気温に加えて、ヒートアップさせていたのは、がれき問題だった。本焼却が高岡市（4月下旬）から始まり、新川地区広域圏（5月）、富山地区広域圏（6月）と順番に開始されたが、がれき量が極端に減少して、予定されていた12月までの受け入れが7月末で終了。8月上旬に処理が全て終った。

このようなスピードで進んだ県内の放射能汚染がれき処理に対して、「ノーモア放射能とやまネットワーク」（以下、ノーモアネット）は7月に入り、「放射能監視体制強化キャンペーン」を取り組み、二次拡散した放射性物質の早期発見を目的とした署名集めを開始した。暴力的な権力の行使に対して、仲間の多くが無力感を感じていたときだった。しかし、このまま何もしないで見過ごすことはできないとの思いで、ノーモアネット参加団体と個人に署名活動を呼びかけた。

インターネット署名に加えて、郵送による署名用紙の回収、富山駅前でのビラ配布と署名集め、さらに焼却施設周辺の家々の個別訪問も実施した。説明を聞いて署名してくれた人、断った人、多弁な人、寡黙な人、冷茶を出してくれた人、缶コーヒーとカンパてくれた人。「なんでもっと早く来なかつたのか」と言って、私たちのような者が自分のドアのベルを鳴らすこと待っていた人。「痛みわけだからしようがないでしょう」と話す人。「終わってしまってから署名をしてもダメだよ」との言葉に対して、丁寧な説明をしたMさんの「放射能はこれで終わらないので、未来のために署名

をお願いします」との一言が、その人に署名を促したとか・・・。

ほぼ1ヶ月半の署名活動と平行して、事務局は記者会見で声明文の発表とキャンペーンの内容説明を行った。また、行政担当者や議員、他団体との対話に努め、9月県議会への対応を考え、8月末に署名数が1000筆に近づいたことで、知事と県議会議長への提出準備にとりかかった。

9月13日、知事に監視強化の要望書と署名（1048筆）を提出。17日、県議会議長へ陳情書とともに署名コピーを提出。27日、県議会の厚生環境委員会において、ノーモアネットが出した陳情を含む3件（いずれも放射能監視強化を求める内容）が審査を受けた。陳情に対して行政側からは、「環境政策課」「環境保全課」「生活衛生課」の各課長が対応説明をしたが、いずれの課も私たちの要望に踏み込んだ回答はなかった。

結局、行政側は土壤や食品の監視強化について、「放射能汚染は見えないから見ないで済むならばそのままにしたい」と考えているのではないかと思う。今後は、私たち自らが土壤や食品の放射能測定をしてデータを蓄積し、監視を継続しながら、行政や議員に対して「放射能汚染は終わっていない」という情報を発信し続け、放射能問題、被曝問題を風化させないように働きかけなければならないと思う。今後は、放射能の監視に欠かすことのできない「とやま市民放射能測定室」の開設に全面的に協力していきたい。

●追記：今回のシャキット情報に同測定室開設への「ご寄附のお願い」を同封させてもらいました。お読みになった皆様からのご寄附を切にお願い申し上げます。

シリア攻撃、国際世論が阻止

これこそ日本国憲法の精神

土井 由三

シリア内戦で、国内400万人、周辺国150万人の食糧支援が必要、と国連世界食糧計画・食糧支援活動統括責任者のムハンナド・ハディ氏(47)が9月20日、支援要請に訪れた東京都内で朝日新聞のインタビューに答えた。合わせて550万人という数字は、約100万人の富山県民の5倍を超える。

人権団体の発表によれば、死者数はすでに11万人を超えた(2013年9月2日)とし、国連は、推計は不可能としている。子どもを含むおびただしい人の命が奪われている。

化学兵器禁止機関(OPCW、本部オランダ・ハーグ)は9月21日、シリア政府から国内に保有する化学兵器に関して「期待された情報開示」を受け取ったと発表した。これは、9月14日の米口合意の実現に向け、前進していることを示している。

米政府は8月30日、シリアのアサド政権が8月21日に首都ダマスカス近郊で無差別かつ大規模に化学兵器を使い、子ども426人を含む1,429人を殺害したとの調査報告書を公表、シリアに対する限定期的な攻撃を示唆、同盟国などに改めて協力を要請した。

しかし、英国議会下院は、軍事行動参加の政府動議を否決、英国は攻撃断念を表明、米国内世論も、武力攻撃への懸念の動きが台頭、そんな折の9月9日、ロシアのラブロフ外相がシリアの化学兵器国際管理を提案、オバマ米大統領もこれを評価し、ケリー米国務長官との間で、14日、完全廃棄の枠組みに合意した(右)。

アメリカ世論がシリア攻撃に否定的だったのは、大量破壊兵器ありとしてイラク攻撃に突っ走っていった苦い経験が背景にあり、国際世論も軍事攻撃に反対を表明したことがあげられよう。「武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」日本国憲法第9条を実行したことになろう。本来なら、日本政

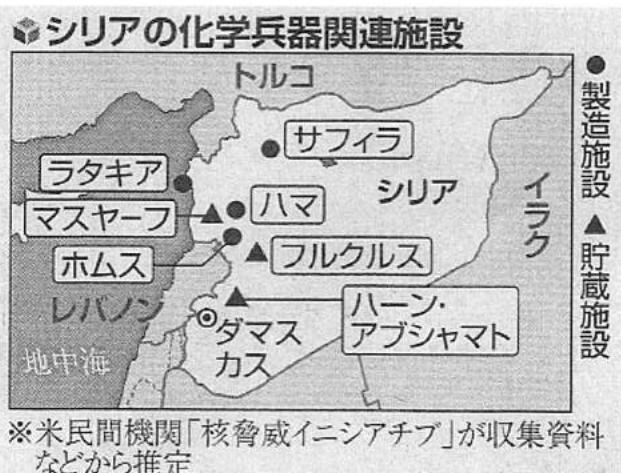
府が積極的役割を果たせるはずだったことだけに惜しまれる。

とはいって、シリアが合意履行に違反した場合などには、なお武力攻撃の可能性も残されているだけに、一方的軍事攻撃を許さない国際世論をさらに強めていくことが重要だ。シリア内戦は宗派の対立やアルカイダ系の武装組織の介入、米口の代理戦争の様相もあって複雑だが、速やかな国際的な停戦協議が必要になっている。

(2013・9・25記)

■米口合意の骨子

- ・米口両国は、シリアの化学兵器を国際管理下に置くことで合意。アサド政権が保有する化学兵器の量と種類について評価を共有した
- ・最も早期かつ安全な方法で化学兵器を破壊する。シリアは1週間以内に保有する化学兵器の包括的リストを提出する
- ・化学兵器禁止条約に基づく迅速な廃棄と厳密な検証をする
- ・シリアは、化学兵器禁止機関の査察官が全ての場所を自由に査察する権利を認める
- ・シリアが合意の履行に違反した場合、(軍事行動に道を開く)国連憲章7章に基づく対抗措置をとる



(読売 2013.9.11)

《会計十報告》

2013年9月30日現在

【収入の部】	【支出の部】
・7月より繰越	104, 426円
・会 費	16, 000円
・Eフェスタ応援金	10, 000円
	・シャキット情報 136号送料 5, 760円
	・シャキット情報 (製版・印刷等) 2, 900円
	・シャキット情報用紙代 1, 680円
	・EフェスタWS経費 11, 405円 (講師謝礼、資料代、チラシ作成費、チラシ印刷 製版・用紙代、駐車券等)
	・11月学習会チラシ印刷製版・用紙代 1, 430円
	・男女賃金差別ともにたたかう会年会費5, 000円
	・消耗品 223円
	・10月へ繰越 102, 028円
収入の部 合計	130, 426円
	支出の部 合計 130, 426円
+上記とは別に「特別会計」として 30, 000円あります+	
会計 山口	

シャキット学習会開催！！ 「職務評価制度を学ぼう」

講師 大槻奈巳 聖心女子大准教授

「コース別賃金差別ってな～に？」 裁判原告 本間啓子

とき 2013年11月10日（日） 午前10時～12時

ところ 高岡市男女平等推進センター 会議室

編 集 後 記

137号編集長 津本 孝子

多忙の中、原稿を書いてくださった皆様ほんとうにありがとうございました。安倍政権には福島の汚染水漏れ対策こそ、緊急に取り組んでいただきたいものです。しかし、TPP参加、消費税大増税、憲法改「正」、国民主権制限、大企業の税軽減、集団的自衛権の行使、特定秘密保護法案、さらには社会保障面で悉く社会的弱者切り捨てが次々と断行の予測、暗澹たる思いにさせられます。グローバリズム金融主義をめざして、「大企業栄えて、国民滅ぶ」の道をまっしぐらに進んでいるように思います。円安による物価上昇、消費税大増税で国民の生活は格差が拡大し、苦しくなるばかりです。特に、とんでもない暗黒法案である特定秘密保護法案の成立は、国民の知る権利が奪われ、戦前のような完全無欠の「秘密国家」になる恐れがあります。力を合わせて何としても成立を阻止しなくてはなりません。

婚外子の均等相続が認められ、10月10日には民法改正に向けて院内集会が開かれるといううれしいニュースもあります。未来の子供たちに持続可能な美しい社会を残せるように、早くデンマークのような格差の少ない国になればと願います。

会にとってとても残念なのは、強い信念で、きめ細かく意見反映し支えてくださっていた世話人の橋本悠紀子さんが亡くなられたことです。本当にありがとうございました。心よりご冥福をお祈りいたします。

シャキット情報

NO. 138

2013.12.14発行
編集 事務局

「NO」を言える国

津本 孝子

10月に、カナダを旅しました。トロントの空港に着いた途端、子どものためのおもちゃがあり、障害者や高齢者のための椅子コーナーがあり、カナダは『弱者や動物や環境に優しい国』であると実感しました。トロントは、世界で一番住みやすい都市で、移民にも住みやすい。水道が飲め、カナディアンロッキーハイウェーでは、動物が行き来できるように2億円かけて道路下にトンネルを造ったり、橋を造っていました。

釣りは魚2匹まで家に持ち帰れる、ハイキングは4人で、高速は90キロ制限など厳しい規制もしています。子どもは一人で遊ばせない、自動車は、日中もライトを点灯、家と家のしきりは作らない。芝生を伸び放題にしておくと、政府が芝刈りをして罰金が請求されます。歯医者以外医療費は無料、高福祉・高負担、相続税は0。州ごとに異なるが消費税は高い。人々は賃金は安く、少子化も進み、時間にルーズだが、のんびりくらしている。「どこに住んでも人は幸せになる権利がある」という権利条約があり、都市と同じ生活が僻地でも保障されている。

地方自治が確立し、国立大学や国道はなく、州立大学、州道のみである。国民は警察を尊敬し、国旗を愛し、平日でも国旗を掲げている。ベトナム戦争の時、兵役を拒否してカナダの国に多くの人々が逃亡してきた。アメリカは「引き渡せ」と強くカナダ政府に迫ったが、政府は厳然と拒否し、国籍を与えたという。日本の52倍の国土、石油など多くの資源が取れ、国民の4倍の小麦が取れる豊かな国だからできたのかもしれないが、アメリカに依存してきても、大切な時は「NO」といえる姿勢は素晴らしい。冬が寒いのが難ですが、移民したくなる国でした。成田空港に飛行機が近づくと、温暖な縁あふれる美しい日本が見えてきました。「こんな小さな日本に54基もの原発を作るとは、なんと愚かなこと・・・」と思われてなりませんでした。

日本の女性の男女平等度が昨年より低下し、136か国中世界105位、女性の睡眠時間は世界最低という悲しい報告がなされています。日本の女性は睡眠時間を削り、仕事や家事、介護、育児にまい進しているのです。「国民の幸せが国の宝」です。今期の安倍政権や国会が提起する法はひどいことに「悪法のオンパレード」です。国民は声を上げ、せっかく勝ち取った表現の自由、知る権利を守り、国民の幸せのために全力で努力する政府や国会議員を選びたいものです。

《2014年1月～2月の予定》 皆さん、集まりましょう！！

1月24日(金) 11:00～全体会(新年会) よへさ(向宅・高岡市伏木)

2月16日(日) 10:30～全体会 サンフォルテ(午後 情報139号印刷発行)

連絡先 Tel&Fax : 高木睦子(076-423-8005)、津本孝子(0766-56-4588) 事務局 m.aoki@alpha.ocn.ne.jp

活動場所 : サンフォルテ(富山市湊入船町6-7) 076-432-4500

高岡市男女平等推進センター(高岡市末広町1-7ウイング・ウイング高岡6階) 0766-20-1810

会費(年間2000円、情報・通信費等)1部200円 振込み先:郵便振込 00780-9-75052 シャキット富山35

10月～12月全体会報告

経過報告

月 日	活動内容
10月 12日	10月シャキット全体会 情報No.137 発行(サンフォルテ)
23日	Eネット定例会
27日	「男女賃金差別とともにたたかう会」運営委員会
11月 2日	「別姓訴訟を支える会・富山」全体ミーティング
10日	学習会「職務評価制度を学ぼう」(高岡センター)
〃	11月シャキット全体会(高岡センター)
24日	「男女賃金差別とともにたたかう会」運営委員会
27日	Eネット定例会
12月 7日	「別姓訴訟を支える会・富山」全体ミーティング
14日	12月シャキット全体会 情報No.138 発行(サンフォルテ)

議題

1. シャキット学習会：高岡市男女平等推進センター学習支援企画として（4P 参照）
 - ・「職務評価制度を学ぼう～コース別賃金差別ってな～に？～」講師：大槻奈巳 聖心女子大教授
11月9～10日（土・日）に開催
 - ① 学習会：11月10日（日）午前10時～12時 （準備9時30分～）
 - ② 交流会：11月 9日（土）夕方
2. 「男女賃金差別とともにたたかう会」働き方P.（6P 参照）
 - ・10月27日（日）10:00～ 運営委員会・学習会／会報No.5 発行
 - ・11月 2日（土）男女賃金差別全国弁護団・原告団交流会に参加（東京）
(11月1日：フジスター裁判 本人陳述の傍聴参加)
 - ・11月24日（日）10:00～ 運営委員会・学習会
 - ・12月23日（月）WWNシンポジウム 「日本の男女平等はなぜ進まないのか」参加(東京)
講演：山口一男シカゴ大学教授
 - ・リーフレット作成中
3. シャキット賛同団体としての参加事業（5P 参照）
 - ・11月8日（金）サンフォルテDV防止啓発講座
 - ・11月30日（土）・12月1日（日）
レジリエンス デートDV版 ・ ファシリテーター養成研修講座 in 高岡
4. Eネット（高岡市男女平等推進センター登録活動団体ネットワーク）
 - ・「Eフェスタ2013」報告書纏め作業中
 - ・高岡市長と語る会・・・テーマを男女平等共同参画の視点で防災を考える
5. 【賛同団体報告】別姓訴訟を支える会・富山（7P 参照）
 - ・10月25日（金）11:00～ 第2回 高裁控訴審期日 於：東京高等裁判所 101法廷
 - ・12月14日～ 要請行動 県選出国会議員・富山県弁護士会へ
「選択的夫婦別姓を実現する民法改正のお願い」
 - ・2014年2月22日(日) 14:00～ 総会開催 サンフォルテ 307号室
6. 【賛同団体報告】クオータ制を推進する会（略称「Qの会」）
 - ・10月30日 第1回勉強会 「法的クオータ制の実現可能性を探る」
講師：三浦まり上智大学法学部教授 於：東京薬科大学千代田キャンパス
 - ・12月20日 第2回勉強会

1933年3月24日、ドイツ帝国議会は、政府にも法律制定権を認め、非常事態を理由に違憲の法律を認める「全権委任法」を成立させた。ここに、ヒトラーとナチス党の独裁体制は完成する。ナチズムの「全体主義」を経験し、その後、全体主義の分析と新たな権力創出について研究した政治学者、ハンナ・アレント（1906-1975）を描いた映画が人気だとう。そしていま、まさに、「全権委任法」と同質の法律が日本で成立してしまった。国民の「知る権利」より「国家の安全」が重要だとする思考は、「個」に対する「全体」（国家）の優位を追求する体制（全体主義）につながる。

2013年12月6日23時23分。特定秘密保護法が参院本会議で採決され、自民・公明両党の賛成多数で可決成立した。同法が抱える種々の問題点については、本号土井論文で整理されているので参考されたい。だが、「女性の権利」をテーマに連載する本稿も、同法に触れぬわけにはいかない。世界との比較においては遅々とした歩みだが、あらゆるレベルの政策決定過程に女性が参加し、国や地方公共団体の政策課題（防災、原発をはじめ）に「女性の視点」を活かした意見が反映されるようになってきた。しかし、「行政機関の長」が、広範囲で曖昧な「特定秘密」を指定できるうえ、漏洩・過失漏洩・共謀・独立教唆・扇動した者を処罰することができるのだ。同法に反対したデモ活動を、「テロ行為とその本質においてあまり変わらない」と発言した自民党・石破幹事長。個人の「表現の自由」の一行使形態であるデモを、「テロ」だとする感覚。こうした人々が、「罪刑法定主義」の原則（罪と罰を予め具体的に明文化し、適正手続きにより処罰する）に反する同法を運用していくのか。しかも、同法は、秘密の有効期間を「原則60年」としながら、7項目の例外を設け、永遠に秘密のままにできる。何が秘密か、誰が関わるのか、秘密のうちに、葬り去ることができるのだ。

特定秘密保護法についての憲法的問題点はあまりにも多い。ここでは、次の点を特に強調しておきたい。それは、内閣の権力が強大化す

ることにより、権力分立を根底から覆してしまうことにある。「情報保全諮問会議」「保全監視委員会」「情報保全監察室」という第三者機関を設けることで、秘密指定を公正に監視する仕組みをつくったというが、委員の選出に首相が関わる点で既に中立性は確保できない。十分練れていない内容と運用のための組織についても、次々問題が指摘されている。だが、国会では「十分審議は尽くされた」として強硬に打ち切られた。衆議院で46時間、参議院で22時間の計68時間。「良識の府」「理性の府」とされる参議院の、この審議時間の短さはどうか。ちなみに、牛歩戦術が話題となった「PKO協力法」では衆参あわせ194時間、小泉内閣の郵政民営化法のときは214時間であった。

「支持率が多少下がろうとも必ず国会で通す」という安倍首相は、第二次政権になってから、「憲法改正手続きの緩和」こそ頓挫したものの、内閣法制局長官の異動、集団的自衛権をめぐる政府見解の解釈変更を経て、いよいよ憲法9条を骨抜きにするルートを創り出した。しかし、安倍政権の支持率は、同法成立を契機に下落している。主権者国民は、政府の動向を冷徹にみている。

冒頭で紹介したアレントについて、再度引用する。『イエルサレムのアイヒマン』（みすず書房、1969年）では、ホロコーストの主要人物として名高いアイヒマンの裁判傍聴後、アレントは、全体主義が生じる原因についてその立ち位置を変える。アイヒマンは、自分の行動に一切罪を認めず、「上からの命令に従っただけ」でまったく無罪だと主張する。裁判をとおして、何の特徴もない凡庸なアイヒマンを見て、全体主義は、道徳的破綻から生じるのでなく、「悪の凡庸さ」からくるものだと考えるようになる。

主権は国民にある。国民主権に基づく民主主義は、政府の活動についての情報を取得し、自由に討論・批判することで、はじめて具体化するものである。民主主義を閉ざし、政治を国民から引き離そうとする政府の行動に対して、国会が凡庸であり続けることの責任は大きい。

「職務評価制度～同一価値労働同一賃金を実現させよう」



報告：社 晶子（やしろあきこ）

2013年11月10日（日）、ウイングウイング高岡において、聖心女子大学教授の大槻奈巳さんから「職務評価制度～同一価値労働同一賃金を実現させよう」と題して、諸外国の職務評価の事例や日本での導入についてお話を伺った。

職務評価とは、社内の職務内容を比較し、その大きさを相対的に測定する手法。つまり、会社の中の仕事をずらっと並べて、その仕事がどれくらい大変かということを客観的に数値化して計るというもの。

職務評価すると、どうなるかというと、日本でよくある「正社員のAさんが仕事をすると時給3千円で、パートのBさんがすると時給800円というのは、へんだよね」ということが、客観的に証明されるということだ。

日本では多くの職場でこの「へん」がまかり通る。女は小遣い稼ぎで、男は妻子を養わなくちゃいけない・・・という理屈がまかり通る。もうとっくにそんな時代じゃないのに。3人に1人はひとり暮らしだというのに。まったくもう頭にくる！と、私（40代女）のように思っている女が増えたから、日本でも「職務評価が重要だ」と言いだしのだろうか？

米国やヨーロッパでは100年くらい前から行われてきた手法らしいが、日本政府が言いたいのはここ数年。厚生労働省によると「パートタイム労働者が増加し、基幹的な役割を担うものが増加したが、その働き・貢献に見合った待遇が得られていない。正社員との均等待遇を推進し、公正な待遇を確保することが重要だ」と。

やっぱり私が頭にきているように、日本国中の女たちの不満が頂点に達して、このままでは女のやる気がなくなってしまう、まずい、それは国にとって損失だ・・・と政府が考えたからなのか？

真相はさておき、この職務評価を使って、低賃金の「女たち」や「非正規」への賃金差別を明らかにすることができます（かもしれない）。そのために多くの研究者や女たちが今がんばっているし、今回の勉強会も行われたわけだ。

職務評価といつても、どのような物差しで計るかによって変わってくるのだが、ILGが勧めているのは、①負担、②知識・技能、③責任、④労働環境という4つの要素を物差しにして評価するというものだ。

具体例として、教えていただいたのは、看護師とヘルパーを職務評価した場合、病院に勤める看護師の職務評価を100としたら、ヘルパー（ほとんどが非正規）の評価は88。つまり、看護師とヘルパーには客観的にみて100:88の仕事の違い（差）がある。

一方、平均平均月給賃金で比較すると、看護師の時給1,913円に対し、ヘルパー1,237円である。この差は大きすぎるから、賃金も100:88にするために、ヘルパーの賃金を449円上げて、1,686円にしなさいね、ということが職務評価から言える。月給だけでみればその程度だけれど、正規職員には、ボーナスもついてくるので、年収でみるともっと大きな違いがでてくるわけだから、そこも考えて賃金格差を解消していくかないと、客観的に訴えることができるというものだった。

評価基準によって、非正規が高く評価されることもあるれば、低く評価されることもあるという。

これを聞いて、ああ、人間がつくるものだもの完璧（絶対）な評価基準なんてないよね・・・と思ってしまった。

それでも、一定の評価制度が確立されれば、さっき例にだした3,000円:800円という馬鹿げた差は解消されるよね・・・と。

しかし、心配なのは、3,000円:800円はへんだから、全員800円にしましょうね・・・という結果を迎えることだ。経営者（資本）は「職務評価は良いチャンスだ」と狙っているだろう。

今後、どんなにすばらしい職務評価制度ができようとも、制度をうまく活用できるかどうかは、労働者の団結にかかっていると心から思った。

蛇足。先日、職場（社長と従業員は私だけ）で、職務評価の話をだしてみたところ、案の定、大喧嘩になった。原因はお互いに自分の職務を過大評価しているからだ。ま、人間誰しもそんなもんよね・・・（苦笑）。職務評価は、第三者に頼んだ方がよさそうだ。

共催事業報告

恋人どうしの暴力～ドメスティック・バイオレンス、ストーカー問題と法的対応～

山本夕起子

11月8日(金)、表記のサンフォルテDV防止啓発講座が開催されました。シャキットは、毎回このテーマの講座に共催団体として参加しています。サンフォルテ事業の中でもDV防止啓発に関するものは、県内のNPO、民間グループとの協働事業として出前講座、セミナー開催するなど深刻な問題として取り上げています。

今回の講演会講師は後藤弘子さん(千葉大学大学院専門法務研究科教授)。今、世間を騒がしているストーカー殺人事件の背景、事案、法改正の概要、ストーカー被害をどう予防するかについて分かりやすく話されました。

私たちは、1999年の桶川ストーカー事件から加害者側の陰湿さ、怖さを感じ始めました。つい先日も、東京三鷹で女子高校生が自宅で殺害される事件があり、ストーカー殺人が身近に起きていることを実感した人も多いと思います。

警察署生活安全課調査によると、24年度のストーカー事案は19,920件。前年度より5,302件(36.2%)増加し、法施行後最多となりました。ストーカーと感じた時は、まず地元の警察に届けることが大切。加害者の8割近くは警察からの警告を受けるとストーカーを辞めるそうです。「つきまとい」が始まったら、それは危険が最大になったサインを感じ、できるだけ早い段階での警察への相談が必要です。今は、被害者側からの相談を受けたら、相談を署長にあげ、しかも、すべてのケースを都道府県本部のストーカー対策室にあげるなど、警察の組織的対応がなされているそうです。

また、ストーカーは、被害者のみならず、家族が犠牲になるなど、危険性と緊急性のある事案であることを改めて感じました。

DV、ストーカーを予防するキーワード

※児童虐待への対応(CAPによる)の応用可能性(NO、GO、TELLの重要性)

※デートDV、ストーカーに対する理解の促進(本人、教員、親等に対する教育の機会の確保)

※対等な恋愛関係モデルの提示　※恋愛について語り合う機会の確保

※尊重し尊重されることの心地よさ体験の促進



後援事業報告

レジリエンス ファシリテーター養成研修 in 高岡 (11/30:デートDV版・12/1:1Day)

主催：NPO 法人レジリエンス 共催：高岡市 協力：NPO 法人 N プロジェクトひと・みち・まち

後援：富山県/アプローチ/ウィメンズカウンセリング富山/グループ女綱～ストップ DV とやま～/

シャキット富山357/高岡 DV 被害者自立支援基金パサバ/富山県男女共同参画推進員高岡連絡会/NPO 法人ハッピーワーマンプロジェクト/ベアテさんの会

会場：高岡市男女平等推進センター

講師：中島幸子さん 西山さつきさん

青木 美保子

「DV・トラウマの傷つきを癒し、回復をサポートするファシリテーター養成講座」に、本質的なことを学びたいと参加しました。

レジリエンスでは、「被害者」「当事者」のことを、「☆(ほし)さん」と呼んでいます。「被害にあった人」ではなく「輝ける力をもった人」という部分に焦点を当てて敬意を込めてそう表現しています。というお話からはじまり、お二人の講師(☆さん)から目も耳も離せなくなりました。心身を一生というくらいの長い時間を拘束してしまうDVは、根絶されなければならないことであり、私たち、皆さんの理解・つながりが重要であることを再認識しました。

「男女賃金差別とともにたたかう会」

～結成総会から一年を経て～

働き方プロジェクト（ともにたたかう会事務局長）高木 瞳子

9月1日に第2回の総会を無事終えることができました。シャキット会員の皆さんとの全面的なバックアップがあってこそです。紙面をお借りして改めて御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

この一年間、裁判は非公開の「進行協議」が続けられ、支援者が金沢地裁へ出かけることは一度もありませんでした。しかし、運営委員会を例月開催し、本間さんの仕事の中味など分からぬ事が沢山ありましたが、本間さんからの報告や相談事など、みんなで話し合ってきました。

本間さんは、本人尋問に備えて50ページ余の「陳述書」を10月にまとめました。「25年間にわたる自身の仕事・生活を追体験した」と、話されています。

一口に25年間と言いますが、大変な思いだったろうと思います。業務一つ一つが、「女だから」の一言で、現場での立ち会いができず、相手の会社の担当者とのやりとりを電話でしか行えないなど、必要な仕事を阻止され、売り上げだけはきちんと求められたことなど思いだしたくない事ばかり。悔しさをフラッシュバックさせるつらい場面が多々あったことだと思います。まして、仕事を教えた後輩が先に昇格し、賃金に大きく格差がついたりでは、どうしても納得できないのは当然です。

陳述書を書き上げるに当たって感嘆したのは、様々な場面で会社とやりとりしたことを、本人がつぶさにメモに残していたことです。これを聞いたとき、「あ～、裁判勝った！」と思ってしまいました（そんなに簡単ではないでしょうか）。

長年「裁判するしかない」と一途に思い続けてきた本間さんのことだから、他に仲間がいるわけでもなく、一人で歩んでいくこうとしていただけに、それくらいは当然なのかもしれません、やはりその周到さと、冷静・沈着さには頭が下がります。

それだけに、裁判は何としても勝ちたいと思います。

私たちを取り巻く情勢は、決して明るいモノではありません。働く者をより安く、よりフル稼働させたいという会社（資本）の本音丸出しの労働法制改悪が、目白押しです。が、この問題は、本間さん個人の問題ではなく、全ての女性・労働者の問題なのですから、一人でも多くのたたかう仲間を拡げることによって、展望をつくり出していきたいと思っています。

どうぞ、あなたも会員になって下さい。一緒にたたかいましょう。

★9月の第2回総会後に訪れた観光地で読まれた俳句を、野崎光枝さんよりいただきました。

★おわら風の盆 越中八尾にて★

風の盆 語りたきひと すでに無く
れんれんと 影絵も踊る 風の盆

★国宝 高岡瑞龍寺にて★

秋雨を 受けて山門 堂々と
窓鎖して 中秋に悔 新たなる

別姓訴訟を支える会・富山

＝高裁判決が、「一審丸写し」でないことを願って＝

古道 吉男

10月25日東京高裁101号法廷で行われた控訴審初回の傍聴報告を致します。

傍聴席は、満席ではないものの50席以上が埋まり「通常とは違うな」という空気を伝えるに充分なものでした。裁判長や被控訴人に「注目しているぞ！」との強いアピールになりました。また控訴人・弁護団の皆さんへは、熱きエールになったと思います。

富山の支える会関係からの参加は、関東圏の方6名を含め14名と沢山の方の参加がありました。

通常の控訴審は、双方が「陳述します」と言葉だけを交し終わることが多いですが、今回は控訴理由要旨陳述を申請、それが了承され10分間の陳述がなされました。

控訴理由の要旨陳述は、弁護団を代表し寺原弁護士が以下3点に整理・報告され、聞くものに地裁一審判決の不当性と訴訟の正当性に増え確信と勇気を与えるものでした。

第1に、原判決は民法750条の合憲性についての判断を回避しました。・・・・、民法750条の合憲性の審査を行わなかった原判決は、最も重要な争点について判断を遺脱したものです。

第2に、控訴人らが主張してきたのは、「氏の変更を強制されない自由」が憲法13条によって保障され、「婚姻の自由」などが憲法24条によって保障されるということです。（にも拘らず）原判決は、控訴人らが主張していない「婚姻に際し、婚姻当事者の双方が婚姻前の氏を称する権利」が憲法上保障されているかにつき審理しています。・・・・、原判決は、「氏の変更を強制されない自由」については不當に検討対象を狭め、「婚姻の自由」などについては検討そのものを放棄しており、審理不尽は著しいと言わざるを得ません。

第3に、女性差別撤廃条約について、原判決は、同条約・・・が、「我が国の個々の国民に対し、直接、権利を付与するものということはできない」（としている。）・・・。裁判所としては、まず民法750条が女性差別撤廃条約違反にあたるかどうかを判断する必要があったにもかかわらず、原判決は、この判断を不當にも回避しており、重大な誤りを犯したものです。

裁判長の印象は紳士的に感じましたが、一審丸写しの判決にならないよう、司法の真髄が發揮されることを願うばかりです。



傍聴を終えて ひとときの歓談

塙本さんのお誘いで、高校時代の友人お二人が参加されました。長い年月を重ねても応援に駆け付けてくれる友と旧交を温めて来られている塙本さんに感激です。

昔の乙女3人は女子会をやることで、ビルの谷間に消えて行かれました。

第2回 東京高裁期日 2013年12月20日(金) 11時
101号法廷 みなさん、傍聴しましょう！！

「秘密法」廃止に向け連帯を

土井 由三

国民の「知る権利」を奪い、国民総監視のもと、警察への通報が日常的になり、「制服・私服」の警察が居丈高に歩き回る世の中、想像しただけで身の毛もよだつ「特定秘密保護法」が成立した。この国は一体どうなってしまうのだろうか。暗然としてしまう。

だが、ここで引き下がってはいけない。法律施行までのこの1年、国民世論を盛りげ、法律廃止に力を注ぎたい。

問題点は、11月21日に開いた緊急富山県集会でのアピールで明らかにしている。

秘密法は、①防衛、②外交、③特定有害活動富山で開かれた緊急集会後のデモ（「北陸中日」）

（スパイ行為）、④テロ活動防止の4分野についての情報を「特定秘密」に指定し、漏らしたり、聞き出したり、そそのかしたりする者に最高10年の懲役刑（執行猶予なし）を科すとしている。



主な問題点は—

- 1、秘密とされる情報の定義・範囲が極めて広範かつ曖昧である。行政機関の長の判断で、多くの重要な情報が特定秘密に指定され、国民に明らかにされなくなる。何が秘密情報かも国民には知らされない。「安全保障」に支障する「おそれ」を理由に、国民が知りたい情報・国民に知られたくない情報（例えば、日米の軍事協力、原発、TPP交渉など）が隠される一方、戦前の大本営発表のような情報操作が行われる危険性がある。
 - 2、指定が適切かどうかを第三者がチェックする仕組みではなく、いったん秘密に指定された情報は、行政側の判断で事実上永久に開示しないことも可能な仕組みとなっている。行政側には情報の保存義務もない。
 - 3、秘密情報を漏えいした公務員に対しては最高で懲役10年の厳罰が科され（未遂、過失も処罰）、公務員による国民への情報提供が著しく抑止される。内部告発は認められず、国会議員の国政調査権も原則として及ばない。また、報道機関や一般市民も、秘密情報の取得の「未遂」や「共謀」「教唆」「扇動」を理由に重罰の対象とされており、報道機関や市民のさまざまな取材・調査活動や宣伝行動が広範に監視されたり、犯罪として取り締まられる可能性が高い。「国民の知る権利」や「報道又は取材の自由」に配慮するといった文言はあるが、それを保障する具体的な仕組みは全く用意されておらず、何ら歯止めとはならない。
 - 4、憲法が保障する国民の「知る権利」、取材・報道の自由、言論・表現の自由が大きく制限され、民主政治が、取り返しのつかない致命的なダメージを受ける。また、抽象的で曖昧な規定により刑罰を科すことは、憲法が定める適正手続きの保障、罪法定主義にも反する（裁判においては、特定秘密は弁護人や裁判官にも秘匿される）。さらに、秘密を取り扱う公務員や民間企業の労働者に対しては、その家族・交友関係などを含む身辺調査が徹底して行われ、国民のプライバシーが広範に侵害される。とりわけ、子どもの「なんで、どうして」に答えられなくなる。
- これらの問題点を多くの国民が知っているとは思えない。知らないうちに国会を通してしまえと数を頼んでの強行であり、暴挙である。法律廃止は、国民各層の要求であり、すでに多くの団体・個人が活動の展開を宣言している。連帯したい。（2013・12・9）



投稿



特定秘密保護法の実効化を許さず、
廃止へ！しぶとく声をあげよう！

特定秘密保護法 賛否シール投票結果

◆賛成 9 票 ◆反対 64 票 ◆わからない 72 票

伊藤厚志

1月4日に富山市総曲輪通りで行われたシール投票では、「賛成」と比較して、「反対」が圧倒的多数を占めたものの、「わからない」が半数とずいぶん多かったです。危うい法案だ、とかなりの人が思っている反面、関心が広がっていない、あるいは条文の中身を知らない人が多いということを示すものでした。この結果は、この時点における一般的な全国的な意識状況を反映したものだったと思います。

10月25日の閣議決定から、12月6日の強行採決まで、わずか40日余りで成立したわけですが、その間、市民グループ、弁護士会、ジャーナリズム、マスコミ、学識者、文化人、労組等々、各界各層、さらに国連人権委員会など、国内外において、危惧や反対、批判の声が相次ぎました。強行成立後の9日に実施した共同通信社の世論調査によれば、この法律に6割の方が反対し、さらに、次の通常国会以降に「修正する」及び「廃止する」を合わせると8割を超える結果となっています。これは、不安や問題点を感じている人の多さを示すもので、この法律をめぐる攻防は、いよいよこれから本格化してゆくであろうことを彷彿とさせます。

特定秘密保護法は国家犯罪を覆い隠し、情報統制しつつ、同時に人々を監視し、自民党石破幹事長が思はず本音を吐露したように、政府に反対する声をテロリズムとして、封殺・弾圧しようとするものです。この先にあるのは、9条改憲や集団的自衛権行使への道です。戦前の治安維持法や軍機保護法の再来、戦争と治安弾圧の道を阻みましょう。私たちが、引き続き、あきらめず、しぶとく、声をあげてゆくこと、この中にこそ、特定秘密保護法を打ち碎く、真の展望があるのだと思います。

連続講座「韓国併合100年」@とやま

猪飼野フィールドワーク報告

11月15日、コリアンNGOセンターのスタッフの案内で大阪猪飼野を見学した。参加者8人。生野区の4人に1人が韓国朝鮮籍で、戦前植民地朝鮮から織工場や土木労働者として来た、濟州島にルーツを持つ人が多い。

生野商店街は、韓流ブームや人権教育で訪街者が増えており、実際、日常の買い物をする人や見学の高校生でぎわっていた。

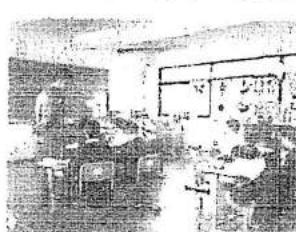
午後は民族学校を訪問、校長先生から民族教育の意義や歴史、日本で生きる子どもたちのアイデンティティの確立と将来への思いなどを聞いた。近年補助金が打ち切られ、教育環境は厳しい。親や日本人の支援者等に頼る。「日本人の友人をたくさん作ることのできる環境をつくりたい」との言葉が印象に残る。



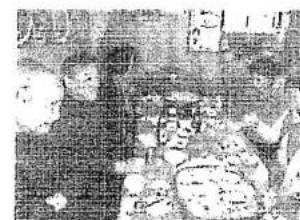
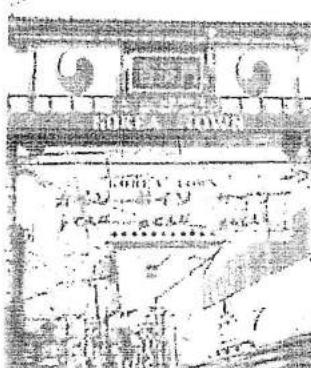
鶴橋駅から生野商店街まで1時間半、歴史地理的説明を受けながら歩く



生野商店街にたくさんあるキムチ屋さんの店内は、さまざまなキムチの漬込みに忙しい



大阪朝鮮第4初級学校を訪問。授業参観のあと、校長先生と懇談した



「在日」の方々と焼肉を食べながら交流、現象の背後にある人の存在や歴史をそしゃくした

12月7日、吉澤文寿さん（新潟国際情報大学）による講演「日韓条約とはなんだったのか」を開催。朝鮮植民地支配の負の遺産を「日韓条約によってすべて解決済み」とする日本政府の主張は、昨今の日韓関係の緊張を生み出している。関係資料を使って条約文や経緯を解説され、日韓会談文書公開の意義について学んだ。特定秘密保護法が成立した翌日でもあり、「知る権利」と今後の対応策等についても意見交換がなされた。

（文責 コリア・プロジェクト@富山 堀江節子）

被災地福島への視察交流・スタディーツアーに参加して（11/21～22）

山口 和子

「原発さえなければ・・・」と書き残し自死した酪農家のこと、今なお避難生活を強いられている人々のことを思いながら福島入りした。中通りから飯館村に入ると集落の様子が一変した。除染による廃棄物の袋が至る所に山積みされている。枯葉が一掃され、土がむき出しの裏山の林は異様だった。

午後、4人に1台放射能測定器が渡された。空間線量は高くない。しかし、浪江駅の側溝は $8 \mu\text{SV}$ もあった。次に、通行許可がおりた浪江町請戸地区に入った。途中、田畠には自動車や舟の残骸、壊滅状態の建物など無残な姿をさらしていた。慰靈地で全員お祈りをした。海辺の荒涼とした光景の中に残る請戸小学校の鉄筋校舎、幸い児童全員が助かったと聞き安堵した。とはいっても子どもたちは今どこで学び・どんな生活しているのか気がかりだ。

さて、この旅で強く心に残ったのは、宿泊した相馬市松川浦「晴風荘」の女将さんのことだ。大津波で大きな被害に遭い10日間余り孤島状態の中、家族・従業員を鼓舞し知恵を働かせ、果敢に生き残った肝っ玉母さん、「女は強し」と語る。明るく気丈な彼女だが、この宿の自慢だった地元の海の幸を食卓に供することができない悔しさ、お客様の不安払拭のために個々の食材の産地を説明する屈辱感は如何ばかりか。翌日訪れた原釜漁港の朝市クラブ代表の若大将の話でも同様に感じた。原発震災は自然や人の健康だけでなく、人としての尊厳を奪う人災だと言えよう。皆さんやる気満々だが、復興はまだまだ。

コーポふくしま独自の食事調査・放射性物質の測定等様々な取り組みの実践報告を聞いた。何としても子どもの命が一番！県生協の保養プロジェクト支援にも協力したい。今後とも福島を忘れない！

「これでも罪を問えないのですか！」（福島原発告訴団編）を読んで、

福島の声を聞いてください。



放射能下でポジティブに暮らす



12月1日（日）、富山大学理学部多目的ホールで、「放射能下の日本で暮らすには？」と題したアースデイ・フォーラムを開催した。メイン・ゲストに、この夏、同名の本を出版した田中優さん（未来パンク事業組合理事長）を招いた。

ウクライナのデータによると、切尔ノブイリ事故から16年後の2003年、ほぼ100%近くの子どもに、何らかの病気や障害が見られ、ペラルーシでは死因として心筋梗塞が高い率を占めたという。その教訓から、福島の事故後1000日を迎えた今、最も注意すべきはセシウムだと、田中さんは強調した。



セシウムは、一旦体内に取り込まれると、排泄による体内半減期は70～100日とされ、心臓や子宮に蓄積しやすい。昨年改訂された食品基準値以下で摂取しても、体内蓄積量は、健康を保つにはほど遠い値となり、基準値の甘さを指摘した。

では、どう自己防衛するか？汚染や生態濃縮が心配な野生のキノコ類や魚類について、さらにはあく抜きや食塩水につけるなどの軽減方法、オクラや納豆、ワカメなどの食物繊維によるキレート効果、そして免疫力を高める発酵食品などについて豊富な情報を示し、前向きにポジティブに生きようと呼びかけた。

（アースデイとやま2013実行委員長） 本田恭子

DVの無い社会をめざして2013

NPO法人Nプロジェクトひと・みち・まち

Nプロでは設立以来、DV 防止普及啓発事業を主要な活動として、毎年、県西部6市をまわる基礎編とステップアップ編を高岡市にて開催。今年は氷見市。ステップアップでは、男性に学びを広げたいというここ数年の参加者の声をふまえ、伊田さんに依頼した。来年は砺波市で開催の予定。

◆基礎編講座 in 氷見

とき：10/3 14時～16時

ところ：氷見市役所3階301号会議室

講師：長守信子さん（高岡市男女平等推進センター相談員）

テーマ：「DVとは～相談室から見えてくること～」

氷見市役所の協力を得て、行政協働課、福祉課、市民課などの職員

の参加が多かった。男性の方からは、「自分にもDVをしがちな人間像にあてはまる面があるかもしれない」など、素直で率直に自己を省みた意見がだされ、本音や注意点などを共有することができた。



◆ステップアップ編講座 in 高岡

とき：10/20 14時～16時・16時～17時交流会

ところ：高岡市男女平等推進センター

講師：伊田広行さん（社会学者 立命館大学等非常勤講師）

テーマ：いい恋愛・いい関係にするために

「ストップ！デートDV」

参加者は男女ちょうど半々となった。伊田さんから、DVの原因について、①暴力を容認する風潮（力でコントロールする）、②ジェンダーバイアス、③カップルは一体とするゆがんだ恋愛観があり、②からは男性加害者・女性被害者の構図が生まれ、①と③からは、男女とも、被害者にも加害者にもなりうるものとして整理されていた。プチDV、軽いDVなど、いろいろな段階のDVを具体的にあげ、DVとは「相手の成長の機会を妨げるような行為」というとらえ方が示され、参加者からは自分にも身に覚えのあることとの声が多く上がり、全員で語り合った。また、交流会ではシャキットのみなさんから、賃金差別の裁判のことなど具体的な意見が出され、伊田さんは全国の事例など話された。

大坪久美子



◆今年度は、レジリエンスの研修講座開催のお手伝いをしました。昨年ステップアップ講座の講師に招いた中島幸子さんとのご縁で、高岡市男女平等推進センターと共に取り組むことができました。

<World AIDS DAY2013 キャンペーン 全国多発上映会への参加>

映画上映と意見交換会

2013/12/7. 高岡Eセンター会議室にて 主催 Nプロ 共催 L-KAT

事業企画には無かったのですが、大切なことだと考えて、急遽、世界エイズデー（12/1）に関連した日本全国多発上映・市民キャンペーンに、高岡での開催で参加した。

『UNITED IN ANGER -ACT UPの歴史-』は、1987年に始まった市民運動、ニューヨークで結成された「AIDS Coalition to Unleash Power（エイズ解放連合）」の頭文字を取ったもの。エイズに関する歴史的事実の映画だが、非暴力市民活動により解決へと状況を動かす25年間の歴史を見せた、市民によって社会は変えられるというメッセージが込められたものだった。見終わった後、富山県内でエイズ啓発活動をされている「L-KAT」の代表堀元さんから、日本のエイズ現状などが話された（イソップさんのブログ「イソップ通信」 <http://blogs.yahoo.co.jp/isop18> 参照）。社会の問題に対して、市民はまず知って、より多くの人で、これから社会を考え、動いていきたいと切に思う。

山下清子

基本的人権・国民主権・平和を守り抜く 11・29 女たちの集い 参加報告

2013.11.29 (金) 午後6時15分～ 文京区男女平等推進センター
主催 北京JAC(世界女性会議ロビイングネットワーク)

- ・あいさつ 代表 船橋邦子 司会 石田久仁子
- ・いま伝えたい 私の思い 女たちのリレートーク 10名+当日参加者
埼玉、福岡、新潟、岡山、東京3人、大阪、福島(浪江町・三春町)、他
メッセージ読み上げ2名 福島瑞穂さん(社民党)、神本美恵子さん(民主党)

福島から参加されたお二人の話は深刻だった。<暮らしが一変し将来の見通しが立たない。除染ではなく移染。生き延びるための方法として農業している><声をあげ動いていこう><女性たちの連帯を！！>

- ・講演「改憲とくずれゆく民主主義」-国会内の動きから 辻元清美衆議院議員

昨日、立憲フォーラムの院内集会を開催。改憲しなくとも戦争の出来る国になっていくという危機的な状況なので、これまでと違った立場や考えの人たちとも連携を試みている。意外な人たちが一緒に「秘密保護法反対」でまとまっている。もう一つ心配なことは教育行政であり、首長が教育委員会を牛耳ることになるとアブナイ。道徳よりも市民教育が必要。最近、私は「炭鉱の中のカナリア」状態。回りが自分の意見と反対議員ばかりで息がつまりそう。さすがに疲れて、小さな菓屋に入ったら「辻元さんを応援しているからガンバッテ」と言われて、元気になった。私は国会で闘うから、みなさんは地域で「シロアリ」(どんな頑丈な土台も食いつぶす力)になってください。おかしな法律を成立させないよう、地域選出の議員に訴えてください。大きな与党であっても、地元の有権者が意見を届ければ影響があります。

まずは、秘密保護法に反対する人10人のシロアリ仲間をつくって、議員の事務所に行ってください。国会よりも市町村議会が歯止めになる。市町村議会に仲間を送り込んでください。地方自治体がしっかりしていれば、国会も動かせる。ぜひ、行動を起こしてください。と、訴えるように話された。

この後、アピール文を提出しようと意見交換が行われた。「11・29 女たちの集い」賛同人122名(11/28現在)

*追悼集「清水澄子さんと北京JAC」 読みたい人は連絡ください。

山下清子

《会言十幸報告》		2013年11月30日現在
【収入の部】		【支出の部】
・9月より繰越	102,028円	・シャキット情報 136号送料 5,520円
・会費	4,000円	・シャキット情報(製版・印刷等) 2,700円
・チラシ折り込み料	1,000円	・シャキット情報用紙代 1,680円
		・学習会経費 36,270円
		(講師旅費・宿泊費・交流会費32,000円、 資料印刷代3,720円、用紙代550円)
		・消耗品 80円
		・12月へ繰越 60,778円
収入の部 合計	107,028円	支出の部 合計 107,028円
+上記とは別に「特別会計」として 30,000円あります+		会計 山口

十上記とは別に「特別会計」として 30,000円あります+



今号編集作業中に、閣議決定され、強行採決を重ねて成立した「特定秘密保護法」。公文書管理・情報公開が不十分な国でのこの事態。「茶色の朝」が明けようとしていることを実感する。早くから明確な反対表明をしている北陸中日新聞の成立翌朝の1面は、ある意味庄巻。「変えてはならぬ国のかたち」との論説主幹の論と国会前で抗議する市民の写真だった。そして同じ紙面にはアルトヘイト撤廃に尽力したネルソン・マンデラ元南ア大統領死去の報。祝放後、来日し開催された支援集会参加時の、静かに語る本人と、集つた人々の熱狂を思い出す。当時のこの国は、不備な点はあつたとしても、まだ主権者は国民だった。人権は規制せずに「主権を取り戻す」。耳に心地よい声に惑わされず、見えていないこともしつかり見る眼を持ち、意見表明する覚悟をしなければならない。「第一回 日曜一雄・情報流通促進賞」大賞受賞の情報公開クリアリングハウス三木由希子理事長は、その基調講演で「誰もが政府とどう向き合うかを考えるべき」と訴え、「議論を矮小化させることなく、世の中全体について議論する必要がある。これを機会に、ほころびが出ている日本の政治システム、社会システムを変える方向に進んでいけばいい」と語った。「あきらめること自体をあきらめよう」は、九八歳ジャーナリストむのたけじさんの言葉。

1380号編集長
ムカイフジコ

編集後記

シャキット情報

NO. 139

2014.2.16発行
編集事務局

「ボクのおとうさんは、桃太郎というやつに殺されました」

ムカイ フジコ

日本版 NSC 創設・秘密保護法成立・武器輸出三原則の有名無実化・沖縄問題・首相の靖国参拝・教育への政治介入・原発回帰・ヘイトスピーチ・圧迫される生活等々、これでもかと「人権」の制限が当たり前というような気配が漂い、息苦しい。

どんよりした気分のままで迎えた今年最初の朝、右の賀状が知人から届いた。

知人の「戦争によって生み出される悲しみや憎しみや暴力の連鎖を断ち切るために、多角的に深く物事を見つめ、他者への想像力・共感力を取り戻していきたい」という思いに深く共感し、ようやく新年の清々しい気持ちを味わった。

しかし、個人の責任を必要以上に求め、精神論を盾に徹底的に糾弾するような場面も、相変わらず多いような気がする。都知事選では、「男は闘って女を守るもの」と公言する極右の田母神候補に多くの20代が投票し61万票も獲得。211万票で当選の舛添候補は、過去のDV 加害を暴かれている人物だ。衆議院予算委員会は突っ込みどころ満載。「立憲主義という考え方もあるが、王権の時代のことだ」「（教育によって）国の考えをしっかり言える子どもになってもらいたい」等々は安倍首相の答弁。言いたい放題だ。

まだまだほんとにいっぱいあって…ありすぎて気づかなくなることが無いようにしなくては。

「ボクのおとうさんは、桃太郎といひやつに殺されました」
「しあわせ」というテーマで、昨年、日本新聞協会広告委員会が実施した「新聞広告クリエーティブコンテスト」で最優秀賞を受賞したのが、「めでたし、めでたし？」というタイトルの作品です。子どもが書いたような文字で「ボクのおとうさんは、桃太郎といひやつに殺されました」とのキャッチコピー。その下には、涙を流す子鬼のイラストが描かれ、小さな文字で「一方的な「めでたし、めでたし」を、生まれないために。広げよう、あなたがみている世界」と書かれています。『桃太郎』は言うまでもなく、桃太郎の視点から描かれた物語です。桃太郎は鬼を退治して意氣揚々と帰ってきて、「しあわせ」を感じているかもしれません、退治された鬼の子どもの立場から考えると、決して「しあわせ」とは言えないはずです。立場が変わると「しあわせ」も変わります。自分にとってのしあわせが、他人にとってのしあわせとは限りません。視点を変えると見えるものが違ってくるはずです。戦争によって生み出される悲しみや憎しみや暴力の連鎖を断ち切るために、多角的に深く物事を見つめ、他者への想像力・共感力を取り戻していきたいと思います。

《2014年3月～4月の予定》 皆さん、集まりましょう！！

3月 5日(水) 13:30～全体会 高岡センター

4月 20日(日) 10:30～全体会 サンフォルテ(午後 情報140号印刷発行)

連絡先 Tel&Fax : 高木睦子(076-423-8005)、津本孝子(0766-56-4588) 事務局 m.aoki@alpha.ocn.ne.jp

活動場所 : サンフォルテ (富山市湊入船町6-7) 076-432-4500

高岡市男女平等推進センター (高岡市末広町1-7ウイング・ウイング高岡6階) 0766-20-1810

会費(年間2000円、情報・通信費等)1部200円 振込み先:郵便振込 00780-9-75052 シャキット富山35

12月～14年2月全大会報告

経過報告

月 日	活 動 内 容
12月 14日	12月シャキット全体会 情報No.138 発行(サンフォルテ)
18日	Eネット定例会
22日	「男女賃金差別とともにたたかう会」運営委員会
1月 11日	「別姓訴訟を支える会・富山」全体ミーティング
22日	Eネット定例会
24日	1月シャキット全体会（新年会兼ねる）
26日	「男女賃金差別とともにたたかう会」運営委員会 会報No.6 を発行
2月 1日	「別姓訴訟を支える会・富山」全体ミーティング
9日	「男女賃金差別とともにたたかう会」運営委員会
16日	2月シャキット全体会 情報No.139 発行(サンフォルテ)

議題

1. 新年度の活動案と新役員について（14年1月24日全体会にて）
 - ・新年度役員は、現在の事務局は引き続き担う 世話人を募集する
2. 「男女賃金差別とともにたたかう会」働き方P.（4P参照）
 - ・12月23日（月）WWNシンポジウム 「日本の男女平等はなぜ進まないのか」参加(東京)
講演：山口一男シカゴ大学教授／中国電力の長迫さんの最高裁上告報告
 - ・14年1月16日（日）10:00～ 運営委員会・学習会／会報No.6 発行
 - ・リーフレット作成中—2月22日に発行予定
3. 「サンフェス2014」開催 6月28日（土）～29日（日） WS・展示に参加 締切2/22
 テーマ：「女性たちの活動と日本国憲法」（案） 予定：6月28日 15:00～17:00
 シャキット情報の新シリーズコーナーを1年間 彼谷さんに連載していただきことを
 もとに 学習・意見交換する （↓女性会議と共に催す）
4. Eネット（高岡市男女平等推進センター登録活動団体ネットワーク）（6P参照）
 - ・12月6日「デートDV等予防啓発プログラム」を中学校にてモデル授業を実施
 - ・14年2月17日（月）高岡市長との話し合いのための事前学習会
テーマ：男女平等共同参画の視点で防災を考える
 - ・〃 2月26日（水）定例会
5. 【賛同団体報告】別姓訴訟を支える会・富山（5P参照）
 - ・12月14日～ 要請行動 県選出国会議員・富山県弁護士会へ
「選択的夫婦別姓を実現する民法改正のお願い」
 - ・12月20日（金）11:00～ 第2回 高裁控訴審期日 於：東京高等裁判所 101 法廷
 - ・14年2月22日（土）14:00～ 総会開催 サワヰル307号室 講師：中川武隆弁護士
 - ・〃 3月28日（金）14:00～ 東京高裁 101 法庭 控訴審判決
6. 【賛同団体報告】クオータ制を推進する会（略称「Qの会」）
 - ・14年1月31日 第3回勉強会 「ジェンダーギャップを考える～105という数字から」
講師：平松昌子（フリージャーナリスト・元日本BPW連合会会長）
 - ・ニュースレター Vol.3発行（同封・ご一読を）

日本国憲法のいまー女たちの権利は実現したのか

女性の権利は実現したか—労働政治の場面から考える（最終回 6）

彼谷 環

この連載も、今回で最後となる。はたして、ジェンダー平等は雇用において進展したのかについて、考えてみたい。

法律上は徐々に整備がなされつつある半面、その実効性は著しく低い。女性を男性並みに働く戦略が種々の問題を抱えることは、既に多くの調査結果が示すとおりだ。たとえば、女性正規労働者と女性パートタイム労働者の間に生じる「男女格差」を助長され、生活環境の理由で後者の立場にしかなれない母子世帯の相対的貧困率を高めている。

総務省がまとめた「労働力調査」によると、2012年の雇用者数は、対前年比で女性は10万人増加（2,357万人）、男性は13万人減少（3,148万人）。雇用者総数における女性の割合は42.8%となった。たしかに、働く女性の数は右肩上がりだが、その内訳をみると、「正規の職員・従業員」45.5%、パート・アルバイト、派遣社員等を含む「非正規の職員・従業員」54.5%と後者の割合が高い。また、賃金構造基本統計調査からは、女性正規労働者と男性正規労働者との賃金格差が縮まる一方、女性非正規労働者は男性正規労働者の賃金の45%にとどまっていることがわかる。

日本は、1985年、募集・採用、配置・昇進の差別禁止を事業所の「努力義務」とする、なんとも不十分な内容の男女雇用機会均等法をスタートさせた。その後、2度の改正を経て、現在、間接差別の禁止を含んだ両性に対する差別禁止法へと性格を転換させた。その傍らでは、ワーク・ライフ・バランスを先取りする形で育児介護休業法（1991年）、男女共同参画社会基本法（1999年）が制定され、女性の就業率を高める政策の法的根拠となっている。

しかし、現実は厳しい。雇用の場でジェンダー平等の実現が困難である理由として、上智大学法学部教授の三浦まり氏は、次の2点を指摘する（参照、辻村みよ子編『ジェンダー社会科学の可能性・第3巻』岩波書店、2011年発行）。

第一に、労働政治におけるジェンダー・バイアスの存在である。1960年代の高度経済成長を機に、労働力不足を補うため女性の労働力化政策が進み、とりわけ専業主婦がパートタイム労働者として活用される。「主婦パート」からスタートした非正規雇用は、明確な職務内容と短期決済方式での賃金支払いにより、正規労働者とは異なる雇用管理下に置かれる。このことが、「同一価値同一労働賃金」の原則を日本で適用するのが困難

だとされる理屈を与えた。他方、正規雇用であっても、育児・介護などの家族責任と両立しにくい長時間労働や転勤については、これを諦めざるをえない女性も多く、「能力が低い」と不当に評価されることもあった。

第二に、ジェンダー平等政策が新自由主義と親和性が高いことである。アメリカはシカゴ大学の経済学者で、1976年ノーベル経済学賞を受賞したミルトン・フリードマン。彼は、人間にとって大切なことは自由であり、自由に行動することこそ最も大切だ、規制をかけると逆に不正がはびこる、と主張した。新自由主義は、「男は仕事／女は家庭」という性別役割分業とは本来なじまず、労働者に「形式的な平等取扱い」をするにはもってこいの理論である。フリードマンの新自由主義は、市場原理を重視したレーガン大統領の経済政策（レーガノミクス）に影響を与え、日本の中曾根政権の規制緩和政策へと飛び火する。労働面では、女性の深夜労働の解禁、派遣労働という新たな働きかたの導入につながる。しかし、家計補助的労働に徹する主婦層は、税制の配偶者控除や年金の第3号被保険者制度があるため、スムーズに正規雇用へは移行しなかった。結局、働く女性は、今や「4つの層」に細分化されてしまった（①男並みに働く家族的責任を負わない正規雇用者、②家族関責任を負う正規雇用者、③家計補助的に働く主婦パート、④家計維持のために働く非正規労働者）。

さて、第二次安倍政権は、成長戦略の一環として女性労働力の促進を明言している。女性の指導者を「2020年=30%」まで推し進める方針も出された。しかし、税制の配偶者控除等の見直しではなく、自民党憲法改正草案をみれば、「家族は、互いに助け合わなければならない」とする文言さえ追加されている（24条）。これでは、「4つの層」はますます固定化されてしまうだろう。

日本が長らく採用してきた社会の基礎単位＝「家族」。想定されているのは、夫婦とその子どもからなる「標準世帯」である。しかし、「家族をつくる/つくらない」は、本来、個人の自由意志で選択されるはずである。そろそろ、個人を単位とする社会のあり方を考え、また、非正規労働者を取り込みつつ、労働組合は新たな働き方を積極的に提案する必要はないだろうか。「ディーセント・ワーク」（働きがいのある人間らしい仕事）とはなにかを考えるためにも、まだ「声」を出せていない女性たちの存在に、注目することが大切だろう。

「男女賃金差別とともにたたかう会」

一本間さんの陳述が決定一

事務局長 高木 瞳子

男女をコース別に振り分け、当然のごとく賃金差別を行って来た会社に対し、「納得がいかない、差別は許せない」という一心で本間啓子さんが提訴して早2年余り経ちました。

昨年一年間は、非公開の裁判（進行協議）が続きましたが、本年は、いよいよ東和工業（株）コース別男女差別事件の本人尋問・証人尋問（証拠調べ期日という）が行われることが決定しました。必然的に今年中には金沢地裁での判決が出されるものと思われます。

会社は、本間さんの業務をことさら貶しめるため、作業日報にある時間数を集計する際、恣意的に操作する（裁判官からも指摘がありました）等信じられない行為、主張を繰り返しています。

昨年12月20日の進行協議では、双方、証人申請を行い、尋問時間も割り当てられました。裁判長から、会社側3名の陳述書に対して、事実と異なる点があれば反論の陳述書を出して欲しいと要請されました。

会社の陳述書には、後輩の男性Tの昇格の理由を「大型産業廃棄物処理設備（請負金額2億6千万円）を手がけコース別制度導入時の平成14年の仕事一」と、これを評価し、平成16年に主任3級、2年ごとに2級、1級と昇格させています。一方、本間さんは、同一設備を同じように分担作業したにもかかわらず、一般職とされ、平成15年主任3級、6年後に主任2級。「他の一般職の職員と同様、年功的な部分に報いるため、そのような資格を与え、賃金を増額させていたにすぎない」と貶めています。本間さんは、男性Tと同一業務を行なっていた上に、導入時の1年間の作業日報の集計では、業務の請求金額（売上額）は、Tよりも大きいです。同一かそれ以上の仕事を行なっているにもかかわらず、このようなコースの振り分け、昇格における差別的取り扱いは全く許せない行為です。

会社が、裁判の中で、事実を曲げて殊更業務の矮小化を行なっていることに対し、本間さんは自らの業務内容を証拠として出しながら、事実を示し、丁寧に反論を重ねています。裁判所には、証拠調べを十分に果たし、事実を検証していただき、公正な判決を求めたいと、願っています。

みなさん、ご支援よろしくお願ひいたします。

今後の日程

- 3月9日（日）AM10:00～ 運営委員会 サンフォルテ交流室（参加自由）
- 5月（予定） 本人尋問・証人尋問

■ 本間さんの思いや裁判が分かるリーフレット作成中—2月22日発行予定

■ この会のHPを開設しました 「男女賃金差別とともにたたかう会」

<http://tatakaukaitoyama.wix.com/>

「別姓訴訟を支える会・富山」

～オッカナ・ビックリ、国会議員へ 地元で要請行動～

古道 吉男

昨年の暮れ、富山県出身 6 議員の後援会事務所を訪問し、初めての要請行動を、オッカナ・ビックリ行ってきました。会からの参加は、原告塚本さんを始め、延べ20名でした。要請行動は、30分から40分とユックリ時間をかけて行ったつもりです。

【柴田 巧議員】議員と面談。塚本さんと4人参加。

塚本さんから訪問主旨・別姓制度への民法改正と訴訟の現状について説明しました。

支える会から、メロデー信号機や黄色い突起歩道帯の対応のように少数者・弱者を受け入れられる社会こそ成熟社会。これからは心の少数者を受け入れられる社会が求められていますと説明。これに対し柴田議員は、「多様性を認め、対応できる社会が必要ということですね。」と話され、婚外子差別解消に向けた改正法案について賛成したとも。また「今の安倍自民党は、多様性を排除する方向に急ハンドルを切っている。今後、少子化が進み長男・長女が結婚ということも、さらに・・・。女性の社会進出も然り、これからは・・・」と、民法改正への理解をいただく。

【橋 慶一郎議員】議員本人は多忙で帰省できず、秘書2人が対応。塚本さんと5人参加でにぎやかに思いを交換。

塚本さんより生い立ちから訴訟に至る経過を説明するも、秘書さんたちは、『一人娘だから家系を守るために判るが、自分の思いとして塚本を名乗り続けたいことに合点がいかない。』という様子。空かさずS・Iさんが、娘さん夫婦の赤裸々な実態を披露するも、これまた理解しがたい感じであり、再度説明しました。秘書から「現行十別姓で結婚できるようにしようということですね。判りました。本人に伝えます。」と返答がありました。

【堂故 茂議員】議員と面談。塚本さんは風邪で参加できず。他の4人で対応。

塚本さんが急きよ風邪でダウンされ心細くなりましたが、場馴れのYさん、富山から腰を曲げてOさん、国会議員と初めて面談の若いTさんで対応。お蔭で元気に要請行動ができました。

切り込み隊長Yさんから、「婚外子関係の民法改正法案、どうされましたか」と問うと、「私は賛成しましたよ。お蔭で女房に叱られました。」とユーモアも含め応答。「市長時代は、こんな相談はなかったので勉強させてほしい」と。「婚外子のときも勉強した。最初は反対だったけれど、勉強すると賛成になった。夫婦別姓についても今はそう思わないが、まずは勉強させて頂きたい。」と返事を頂きました。

紙面の関係上、田畠・宮腰・野上議員については次の機会とさせていただきます。

今後の予定

- ★2月22日(土)PM2時 第4回総会・講演会 サンフォルテ307
- ★3月28日(金)PM2時 東京高裁 101号法廷 控訴審判決

ムカイ フジコ

2012年6月から始まった、高岡市男女平等推進センターによる「若い世代のDV等予防啓発プログラム検討チーム会議」に、関連民間団体と共に当会（シャキット富山35）も参画しています。

昨年には、中学生向け「デートDV等予防啓発プログラム」案が出来上がり、一般向けに2度のプログラム公開を実施した後、中学校でのモデル授業を実施することができました。子どもたちにとって、身近な「暴力」について考える機会となり、被害者にも、加害者にも、傍観者にもならないために、早い時期から学ぶことが大事だということを改めて確認することができました。

今後、子どもたちの声や、現場の大人の声を聴きながら、すべての中学校で、繰り返し実施することができるよう、より良いプログラムを作り上げることになります。

私自身は、「高岡DV被害者自立支援基金パサパ」として参画していますが、私たちが目指す「何事も暴力で解決しない社会」をつくるためにも、地道に、丁寧に取り組んでいきたいと思っています。

投稿

『政治っちゃあ 何け？』 学習会はじめました！

野入 美津恵

日々の暮らしの中で、生きてから今日まで、誰一人として政治に関わらない、関係ない…という人はいない筈である。

解っているようで解っていない、政治の世界。

いつでもどこでも政治の話をすると、なぜかタブーという言葉が出てくる。

人が生まれた時から、政治が関係しているにも拘らず。

この世にお別れをする時でも、政治が関係している。

医療費、学費、公共料金、各種保険料、保育料、水道料など、どれ一つとっても関係ないでは済まされないとわかってもらえるだろう。

みんな政治が絡んでいることを、意識したことがあるだろうか？

『政治』＝「政治家」、中には『政治屋』？と言われている人もいるにはいるが。

ほんの8年間足らずではあったが、私は「政治家」として活動していた時期がある。

楽しくて、面白くて、やればやるほど不可解なことや納得のいかないことなど、『政治』の深さを感じていた。

中でも、『政治』が関係してくると、物事が知らないうちに決まっていく不可解さ。

もう、無関心ではいられない！

私は、あとどれだけの寿命をいただいているかわからない…が、残りの人生に『政治』という分野を避けることなく深めていきたいと思っている。

思っている！だけでは、物事は進まない。

私が言いたいのは、「みんなと共に、政治を学ぼう」と、今学習会を始めた。

月一回のペースではあるが、忌憚のない意見を出してもらい、連続講座のような機会を設けて、

『政治とは何ぞや？』を、少しでも解決できる市民主導の学びの場を作りたい！

一緒に考え行動していくこうと思ってくれる人、大いに参加してほしい。

自分たちの命は、自分たちが考え決めていく。

行動あるのみである。興味、関心のある人、ぜひ、私に声をかけて下さい。

シャキットメールでもお伝えしますが、下記の連絡先もご活用ください。

《お問合せなど》 アドレス info@oratoko.com 携帯電話 090-1638-6148

自治体の予算審議に備え、重要テーマについての学習

2014年1月14日 会場：参議院議員会館

山下 清子

● 「ジェンダー予算」～その意義と男女共同参画事業から見る自治体の本気度

講師：大崎麻子（開発政策・ジェンダースペシャリスト、関西学院大学総合政策学部客員教授）

ジェンダー平等を進めていくためのアドボカシー・ツール（啓発・提言のための手段）としての予算、という考え方を学ぶ。さらに、推進のための直接的な事業である男女共同参画事業費の各自治体事前調査からチェックすべき点のアドバイスを得る。

~~~~~

講師である大崎さんは、国連開発計画（UNDP）で途上国の女性支援やジェンダー平等の推進を担当された経験がある。学習会の資料とするために、住んでいる自治体の「男女共同参画政策に関する予算」を調査してほしいと、フェミ議連のMLに連絡があった。そこで、私はシャキットのMLに呼びかけた。年末年始で時間が無かったが、40以上の自治体から提出があったそうだ。私は、高岡市の「男女平等・共同参画課」に、お願いして出してもらった。調査項目は、以下の10問。

#### -----男女共同参画推進事業についての調査-----

##### ① 【男女共同参画事業総額】

\*内訳 ②【センター運営費】・外部運営の場合は指定管理料や委託料を記入、直営の場合はセンター運営にかかる人件費のみ記入。

③ 【男女共同参画事業費】センター運営費以外の事業費（広報誌、相談事業のぞく）、指定管理料等に含まれている場合は「ー」を記入し、備考欄にその旨記載。

④ 主な事業】講座や啓発事業など主だった事業名を記入。 ⑤【広報誌作成費】

⑥【相談事業費】女性相談・母子相談など ⑦【審議会等関係費】 ⑧【その他】

⑨【一般会計予算総額】 ⑩【男女共同参画事業の割合】（男女共同参画事業費÷一般会計総予算額=%） \*調査票は2013年度予算ベースのもの。該当する事業費が無い場合は「ー」と記入。

自治体の予算書の見方は難しいので敬遠しがちだが、今回のような取り組みをもっと早くにするべきだった。フェミ議連でも今回が初めてだったが、国の予算については、（公財）市川房枝記念会女性と政治センターが、各省庁から説明してもらう機会をつくっているとのことである。

計画や事業について意見を言うだけでなく、どの政策にどれだけの税金が使われているか・・・その優先度などを聽けば、自治体の政策方針がわかる。男女平等推進センターで活動しているだけでなく、担当課に男女共同参画推進のための予算を説明してもらい、政策について重要度や優先度について理解し合うことが重要だ。項目の中身を洗い出して分析してみると実態はつかめないが、④⑤⑥のように具体的な使い道を説明してもらえばよいと思う。まずは、自分の住んでいる自治体の予算を知ることから始めよう。今回は、他に「介護保険制度」「生活困窮者自立支援法と市民団体の役割」についても話し合われたとのことである。

行政だけでなく、住民が本気になることが大事。一度、シャキットで話し合いたい。

詳細を知りたい人は連絡ください。 《連絡先》 山下 0766-23-1054

## 子どもと教育を考えるつどいに参加して

2013.12.15 CIC3階学習室

主催「子どもと教科書ネット21富山他」「教育をよくする富山県ネット」

砂原 美和子

東京、神奈川・大阪等で教師が選んだ教科書を教育委員会が拒否し採択〇に追い込んだり、沖縄の竹富町教育委員会が採択した東書版中学公民教科書を育鵬社版に採択するよう是正要求したり、このところの権力側のやりたい放題に怒りを抑えきれないと同時に、戦争が「廊下の奥」からとうとう「喉元」まで近づいてきたとの恐怖で一杯の日々。つどいの俵氏の講演を心待ちにしていた。

\* 講演：『教育を破壊する安倍「教育再生』』  
俵義文 子どもと教科書全国ネット事務局長  
第二次安倍政権は教育の中央集権化と国家統制をあらゆる分野で徹底する。

- ① 事実上の「国定教科書」を目指す：教科書検定基準を変え、政府見解を書かせ、「これを書け」と指示して画一化・「国定化」を進め、「近隣諸国条項」を骨抜きにする。教育委員会を解体して首長・教育長が採択することになれば、「つくる会」系教科書が採択されやすくなり、事実上の「国定化」で他の教科書も似た内容に。
- ② 教育の中央集権化：教育行政の執行機関を教育委員会から「首長一教育長」体制に。文科大臣が地方教育行政に指示介入できるようになる。
- ③ 教員と教育内容の管理徹底：大学の教職課程修了者に准免許状を交付。一定期間

(3年) 実務経験後、試験・適性検査を経て本免許状。採用後3年毎に勤務成績報告。政治行為の制限、政治教育の禁止。刑事罰の規定。

- ④ 道徳の教科化：道徳をすべての教科の上におく。教科書をつくり、人間の在り方、心のありようを国が定める。この他、大学学長の権限強化、9月入学、自衛隊体験活動の必修化、6・3・3・4制の見直し、飛び級導入など、早期からの競争と選別の教育を進めようとしている。(以上 講演要旨を教科書ネットの「教科書通信」より許可を得て引用させていただいた)

講演後、つどいの世話人松浦晴芳氏が、『富山県での教育統制』と題して「ふるさと教育振興計画」のあらましと問題点を指摘した。

一体この政権はどんな「国民」をつくろうとするのか、道徳の荒廃を嘆くならず“隗より始めよ”だ。「人間」より「国」を崇めるこの“時代錯誤の亡靈政権”に抗したい。

1番でなくていい、強くなくていい。5%のエリートだけが自由で、あとは錆型に押し込んで式の方法で人間の社会がたちゆくはずがない。ヒトラー政権下、「役立たずはいらない」とされたが、退職後一層この言葉に敏感になっている自分がいる。

### 私も「年金削減不服審査請求」に参加した！

本木 英子

年金削減はゆるさない！全日本年金者組合は1月31日、全国12万余人の年金削減中止を求める行政不服審査請求書を最寄りの年金事務所や地方厚生局など96か所に一斉に提出しました。富山県でも年金者組合員数を上回る1106人分の請求書が富山駅北にある日本年金機構富山年金事務所へ、県内各地から組合員が集まり届きました。

10年も前に消費者物価指数が下がったのに年金を下げなかったという理由で、年金を引き下げる3年間で2.5%（昨年10月支給の年金から1%、今年の4月さらに1%、来年の4月にまたまた0.5%、3年連続であわせて2.5%）引き下げる。その後毎年0.9%引き下げが続きます。一方、消費税が4月から5%から8%に上がります。すでに食品・灯油など生活必需品は値上がりし、国保や介護保険の負担金引き上げが想定されています。

年金大改悪と消費税増税のダブルパンチに立ち上がろうと、学習を重ね全国で取り組めるように書類の統一化、簡素化のため、中央本部では年金機構本部と度重なる交渉を行い全国で一斉に取り組みました。私も、学習会に参加し、「請求書を出しましょう」と知人を誘いました。

「審査請求の理由」欄には切実な声がありました。「年金」問題は高齢期の人の暮らしの問題であるとともに、若者の将来につながる問題です。共にがんばりましょう！

## 富山初の市民放射能測定室が富山市神通町にオープンしました！

### とやま市民放射能測定室「はかるっチャ」

代表 宮崎 さゆり

昨年の夏に準備会をスタートさせて、12名の準備委員が測定器の選定や運営方法などについて話し合い、開設への寄附金を募集し始めたのは10月でした。高額な測定器を寄附金だけで購入できるかどうか心配でしたが、2カ月で100万円を上回り、1月10日にシンチレーション式の放射能測定器「CSK-3i」を測定室に搬入することができました。

測定室にとって一番大切な道具を皆さんのが寄附金で購入できたことは、測定室を運営する私たちにとってこの上もない喜びであるとともに、私たちには皆さんからお預かりした測定器を今後末永く使っていく使命が与えられました。スタートの2014年は、運営委員一同、事業運営が軌道に乗るように努め、放射能測定を通して皆さんからのご寄附を社会に還元していく第一歩を印していきたいと思います。

市民放射能測定室の開設へと動いた背景には、県内での震災がれきの焼却と灰の埋め立てが実施され、反対運動によっておきた放射能への関心の高まりがありました。放射能が食品や環境にもたらす影響ははかり知れません。その認識のもと、私たちは市民の不安と要望に応えることができず、動きの鈍い行政をあてにすることなく、市民が必要な情報を市民自らが動いて得る必要があると自覚しました。

富山県のように福島第一原発由来の放射性物質の降下が比較的少ない場所に住み、外部被ばくを心配することなく生活できる私たちは、見えない「放射能」を日常のなかで忘れがちです。さらに食品の放射能汚染が管理され、すでに過去の問題になってしまったかのような日本全体のムードに非常に危惧を感じています。私たちは市民科学者の視点で鮮魚、加工食品、野菜、土壤などを測定してデータを蓄積し、監視を継続しながら、行政や議員に対して「放射能汚染は終っていない」という情報を発信していきたいと思います。そして、市民放射能測定室が放射能問題を風化させないように地域社会に働きかけるための重要な情報交流・発信の場になっていけたらと願っています。

なお、今後の企画として、調査測定「春の山菜を測定しよう！」（仮称）と「測定ボランティア養成講座」（3月30日）を実施します。詳細情報はMLを通してお届けしますので、「はかるっチャNEWS」の情報発信をお目通しいただきますよう、よろしくお願ひします。

※同封のリーフレットをご参考ください。

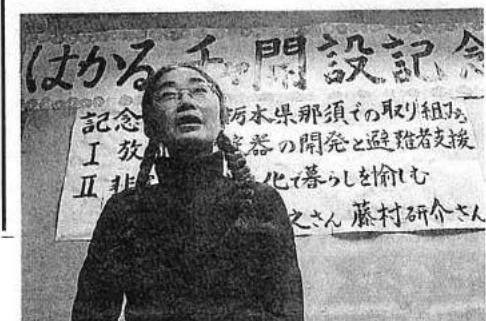
東日本大震災以降、放射線に対する関心が高まっていることを受け、県内の市  
民有志が12月、食品や土に含まれる放射線量を調べる  
「とやま市民放射能測定室」(はかるっチャ)を開設し  
た。持ち込まれた野菜や果物、魚介類などを500～2000円の料  
金で測定する。  
測定室は富山市神通町の  
マンションの一室に開設。

### 富山に「はかるっチャ」

設置に向け昨年10月から寄付を募ったところ、測定機器の購入などを含めた目標額500万円を超える176万円が集まった。  
機器では放射性セシウム134と同137を測定。  
結果はホームページ(<http://toyamasokutei.com>)などで公開する。  
同市桜町の富山YMCA駅前センターで12月にあります。  
問い合わせは、とやま市民放射能測定室(070-5062-7334)。  
【大森治幸】

野菜や果物や魚やコメや土――

### 「行政任せ 脱却を」



「とやま市民放射能測定室」の開所式で、開設に込めた思いを話す宮崎さゆりさん=富山市桜町の富山YMCA駅前センターで

## 「特定秘密保護法を考える市民ネットワークとやま」を設立

～全国とつながり、廃止へ声をあげ、戦争への道をとめよう！～

伊藤 厚志

昨年11月4日、特定秘密保護法案への危惧が高まる中、全国投票の会（事務局長・野田隆三郎岡山大学名誉教授）の呼びかけに応えて、富山市内でも、法案への賛否を問う、街頭シール投票を実施しました。その結果は、法案に「賛成」が9票、「反対」が64票、「わからない」が72票というものでした。「賛成」に比して、「反対」が圧倒的な多数を占めたものの、「わからない」もほぼ半数あり、法案への関心が広まっていないのでは、という世論状況を浮き彫りにしました。こうした現状に危機感をもたれた方々と、「特定秘密保護法案を考える市民ネットワークとやま」を24人の呼びかけ人で急きょ立ち上げ、弁護士やジャーナリストら各界からパネラーをお招きして、11月17日に緊急学習会を開催しました。わずかな準備期間で、定員を上回る60名の方々がご参加されました。

11月26日、12月6日に衆参両議院において、強行採決という暴挙が行われましたが、とりわけ、11月から12月にかけて、日々、日本全国で、各界各層の諸個人や団体による抗議の声が大きくひろがりました。世界からも強い批判の声が上がりました。富山市内でも、2回にわたって広範な共同行動による集会・デモが実現されました。

昨年秋以降、衆参両院議長宛に出された「秘密保護法」に関する地方議会の意見書は、北海道から沖縄まで全国で124(1月9日現在)にものぼっています。「秘密保護法」成立前が41件、成立後が83件です。成立後も「廃止」や「見直し」「慎重な運用求める」等、強い懸

念を表明している意見書が引き続き採択されています。法は、今年の12月までに施行されようとしていますが、現在、廃止をめぐる攻防のまっただ中にあります。

法成立後の昨年12月22日、「特定秘密保護法を考える市民ネットワークとやま」の会合がもたれ、「特定秘密保護法を考える市民ネットワークとやま」として再結成され、運動を続けてゆくことが確認されました。設立趣旨には「この法律は、知る権利を損ねるだけでなく、基本的人権に抵触する憲法違反の条項を連ねています。国際原則や国際条約にも外れています。かつての治安弾圧や戦争への道ではないかと心配しています。・・・全国の団体・個人・市民グループとも連携・連帯・共同し、法律の廃止に向け、行動します。」と謳われています。

現在、廃止を求めて、全国のグループがネットワーク(38団体、2月6日現在)をつくっています。全国各地で廃止署名や学習会、集会・デモ等が継続して取り組まれています。若者も立ち上がっています。特定秘密保護法を考える市民ネットワークとやまでは、ブログやフェイスブック、メーリングリストも開設しています。趣旨に賛同される多くの方々のご参加をお待ちしております。法の廃止と戦争への道を阻むために、したたかに声を上げていきましょう。



特定秘密保護法反対の学生デモ(2月1日東京都新宿区)

\* 特定秘密保護法を考える市民ネットワークとやま \*

ブログ <http://considersecrecylaw.blog.fc2.com/>

フェイスブック

<http://www.facebook.com/considersecrecylaw>

# 名護市長選は歴史的な転換点に 当選都知事の得票は2割

土井 由三

今年に入って、沖縄・名護市長選と東京都知事選があり、それぞれに意味のある有権者の意思が示されました。1月19日投開票の名護市長選は、米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設に反対している無所属現職の稻嶺進さんが移設推進を掲げた無所属の前県議を破って、再選を果しました。しかも、前回の票差をさらに2,600票近く引き離す4,155票差の大勝利であり、志のある多くの国民の意思を反映したものと言えます。

これに反して、東京都知事選は、事前予想の通りとなりました。しかし、投票率が46・14%と低く、有権者が1,000万人を超えていることからすれば、舛添氏の得票は2割に過ぎないことも事実です。脱原発・反原発候補への投票総数は、これにほぼ匹敵しており、原発に限って言えば、再稼働に慎重・反対である相当数の意思は示しました。反原発グループが一時、不幸にも二つに分かれましたが、再稼働に反対する運動・活動へ一つに戻ることが必要です。そうでなければ、「原発ムラ」の思うつぼだからです。

名護市長選は、昨年末に仲井間弘多沖縄県知事が辺野古埋め立てを承認して初の市長選でした。保守系候補が「容認」ではなく、「推進」を掲げたのも初めてのことです。これほど明確な争点で、反対側が勝利したことを、政権は真摯に受け止めなければなりません。しかも国は、知事に21年度まで毎年3,000億円台の沖縄振興予算を確保する方針を示し、選挙終盤に石破茂自民党幹事長が「500億円の名護振興基金の検討」などあからさまな利益誘導を図ったにもかかわらずの結果であることを認識すべきです。

ところが、国は、1月21日、名護市民の意思を無視し、辺野古移設に向け代替施設設計などの受注業者を募る入札を公告しまし

## 都知事選確定得票9日

|             |       |    |
|-------------|-------|----|
| 当 2,112,979 | 舛添 要一 | 無新 |
| 982,594     | 宇都宮健児 | 無新 |
| 956,063     | 細川 譲熙 | 無新 |
| 610,865     | 田母神俊雄 | 無新 |

た。3月末までに業者と契約、ボーリング調査や設計に1年をかけ、2015年春をめどに埋め立て工事に着手したいとしています。稻嶺市長は「選挙結果を無視する形で、無神経だ」と強い不快感を示しました（「北日本」1・22付）。国民主権をないがしろにする安倍政権の暴走が続いている。

1月20日付の「沖縄タイムス」は、「敗れたのは国と知事だ」との見出しで、「市民の選択は、沖縄だけに負担を押し付け、その矛盾を振興策で覆い隠す『補償型』の基地行政がもはや通用しないことを証明した。名護市民がそのことを国内外に発信したことは、沖縄の基地問題の歴史的な転換点となろう。日米政府が進めてきた普天間の県内移設が、大きな変更を迫られることは間違いない」と主張しており、民意を無視しての「暴走」は間もなく破綻すると警告しています。

## 不気味な田母神氏の得票

朝日新聞社の出口調査によると、年齢別では、田母神氏は20代で24%に上り、舛添氏の36%に続いています。宇都宮氏が19%、細川氏が11%ですので、細川氏の2倍超です。

経済格差が若年層を苦しめ、過激化の傾向です。若者へのケアが大事です。

## 《会計報告》

2014年1月31日現在

| 【収入の部】                           | 【支出の部】                   |
|----------------------------------|--------------------------|
| ・11月より繰越 60, 778円                | ・シャキット情報 137号送料 5, 840円  |
| ・会 費 10, 000円                    | ・シャキット情報（製版・印刷等） 2, 210円 |
|                                  | ・全体会経費 3, 040円           |
|                                  | ・2月へ繰越 59, 688円          |
| 収入の部 合計 70, 778円                 | 支出の部 合計 70, 778円         |
| ++上記とは別に「特別会計」として 30, 000円あります++ | 会計 山口                    |

## 福島を忘れなさい！ 3.9 富山集会

日 時：3月9日（日）14：00～16：00 （チラシ参照）  
会 場：ボルファートとやま 2階ホール 《集会後、北電本店前でアピール行動》  
記念講演：講談師 神田 香織さん（福島県出身） 「切尔ノブイリから福島へ」

### 編集後記

139号編集長 本木 英子

編集長の責任がめぐってきました。今回も顔をあわせての編集会議を持つことが出来ませんでしたが、メールのやり取りで編集しました。シャキット会員の関心の高い豊富な内容になりました。忙しい中、無理にお願いして書いていただいた原稿もあります。ありがとうございました。

最近のニュースから、若者の動きと高齢者の行動を拾ってみます。

まず、若者の記事。2月1日東京の新宿・銀座で「さよなら安倍政権、自民党デモ」が行われ約200人が参加したという記事。秘密保護法の強行採決、沖縄、辺野古への米軍新基地建設設計画、TPP、原発再稼働、改憲、野宿者の追い出しなど、安倍政権が行ってきた国民無視の政治に「NO」を突きつけるもの。呼びかけ人のn a c c a (なっか)さん(24)=シンガーソングライターは、「さまざまな横暴の連続に『許せない』と思って企画した。1%の大金持ちはための政治をする安倍政権はいりません」ときっぱり話しました。

同じ2月1日に、「全国で12万余人 不服請求一年金下げ我慢ならん」の見出いで全日本年金者組合が全国一斉に不服審査請求を行ったという記事。昨年10月から全国の組合員のネットワークを生かしながら、取り組み、1月31日に全国96か所で審査請求書の提出行動を行いました。「年金引き下げは許さない！」、安倍内閣の悪政を変えようと行動に立ち上がり大きな反響を呼んでいます。

安倍政権は、「税・社会保障の一体改革」の実施にあわせて「団塊の世代が75歳以上になる2025年にむけ、医療・介護費を5兆円削減」すると高齢者をターゲットにした社会保障制度全面改悪を着々と進めています。長寿国日本の女性が安心して高齢期を過ごすためにも、きちんと学習しなければなりませんね。

# シャキット情報 NO. 140

2014.4.20発行 編集事務局

## 健全な民意、日本の良心が動きだした！

本木 英子

世論調査でも、地方議会も「解釈で憲法9条壊すな」が急増

安倍政権が集団的自衛権の行使容認に向けた姿勢を強めるなか、各種世論調査が報ぜられた。毎日新聞(3/29・30実施)も朝日新聞(2~3月実施、4/7報道)も、6割以上が集団的自衛権の行使に反対した。4月7日の朝日新聞には昨年の調査の56%から63%に増加したとある。各種世論調査で安倍政権が進める解釈改憲への反対が増えた。

残念なのは富山県議会2月定例会(2月26日~)の最終日3月24日、自民党が「憲法改正の早期実現を求める意見書」を提案し、自民党と無所属の会(1人)の賛成多数で可決されたことだ。「意見書提案」の動きを知った県内の護憲団体や女性団体など17団体が連携し、県議会議長に「採択しないよう」に申し入れ記者会見も行った。改憲意見書を可決しているのは富山を含め愛媛、香川、石川の4県だけだ。

一方、集団的自衛権を容認する解釈改憲を行わないよう求める意見書などを議会で採択したのは48市町村に上る。(4月5日現在)

4月8日夜、東京で「解釈で憲法9条を壊すな！」大集会が119団体の賛同で開かれ5000人が集まった。ノーベル賞作家の大江健三郎さん、日本弁護士連合会憲法委員会の伊藤真副委員長をはじめ、吉田忠智社民党党首、志位和夫日本共産党委員長らが挨拶した。ネットで開催を知った若者も多く参加している。友人と参加した20代の女性が「憲法や集団的自衛権の問題が連日報道され、戦争という言葉が現実感を伴うようになった。戦争する国にはしたくない」と語っていたのが嬉しかった。

## 「慰安婦」問題で学者が声をあげた！

社会学者上野千鶴子さん、哲学者高橋哲哉さん、政治学者坂本義和さん、「慰安婦」問題の研究で著名な歴史学の吉見義明さんら16人の研究者が呼びかけ「河野談話の維持・発展を求める学者の共同声明」を公表した。3月8日ウェブ上に公開し賛同署名を呼びかけたら、当日だけで500人近い賛同者が集まり、3月31日の記者会見(東京・学士会館)で賛同署名が1617人に達したと発表した。専門的な知識、判断力を持つ学者・研究者として、責任をもって声明を出そうと決めたという。安倍政権の暴走に危機感を表明する学者、歴史の逆流に断固反対を表明するなど、日本の良心を代表する声が多かった。政府は、素直に耳を傾けるべきだ。

## 《2014年5月～6月の予定》 皆さん、集まりましょう！！

5月23日(金) 13:30～ 総会・全体会 高岡市男女平等推進センター 会議室

6月 8日(日) 10:30～ 全体会 サンフォルテ(午後 情報141号印刷発行)

6月28日(土) 15:00～ 「サンフェス2014」 ワークショップ開催します！

連絡先 Tel&Fax : 高木睦子(076-423-8005)、津本孝子(0766-56-4588) 事務局 m.aoki@alpha.ocn.ne.jp

活動場所 : サンフォルテ(富山市湊入船町6-7) 076-432-4500

高岡市男女平等推進センター(高岡市末広町1-7ウイング・ウイング高岡6階) 0766-20-1810

会費(年間2000円、情報・通信費等)1部200円 振込み先:郵便振込 00780-9-75052 シャキット富山35

## 2月～4月 経過報告

### 経過報告

### 議題

| 月 日    | 活動内容                           |
|--------|--------------------------------|
| 2月 16日 | 2月シャキット全体会                     |
| 22日    | 「別姓訴訟を支える会・富山」総会・記念講演          |
| 26日    | Eネット定例会                        |
| 28日    | サンフェスワーク打合せ(講師と担当者)            |
| 3月 5日  | 3月シャキット全体会                     |
| 9日     | 「男女賃金差別とともにたたかう会」運営委員会         |
| 20日    | Eネットと「高岡市長との懇談会」開催(高岡センター)     |
| 26日    | Eネット定例会                        |
| 28日    | 別姓訴訟裁判 東京高裁判決日 傍聴参加            |
| 4月 19日 | 「別姓訴訟を支える会・富山」全体ミーティング         |
| 20日    | 4月シャキット全体会 情報No.140 発行(サンフォルテ) |

1. 新年度の活動案と新役員について (14年1月24日全体会にて)
  - ・総会準備 担当を決める—5月23日(金) 13:30 高岡センター
2. 「男女賃金差別とともにたたかう会」働き方P. (5P参照)
  - ・リーフレット作成・発行
  - ・5月19日(月) 最終の進行協議一次回は公開裁判へ
  - ・6月28日(土) サンフェス WSに参加—「女の貧乏どうして?」パートⅡ  
※DVD「メトロレディースブルース」を鑑賞と非正規等の方々との話し合い
3. 「サンフェス2014」開催 6月28日(土)～29日(日) WS・展示に参加
 

日 時: 6月28日(土) 15:00～17:00 303号室 (女性会議さんと共に)  
   タイトル: 「もっと知りたい!憲法と女たちの権利」  
   講 師: 彼谷 環富山国際大学准教授      ※講演と各種団体からの発言による意見交換  
   ■3月29日(土) サンフェス2014 連絡協議会開催 (WS・展示の内容確認など)
4. 女性政策(ジェンダー)の予算・決算の調査について(県・各自治体)
  - ・新年度の取り組みとする→今後、話し合いを続け5月全体会で事業内容を検討する
5. Eネット(高岡市男女平等推進センター登録活動団体ネットワーク) (4P参照)
  - ・3月20日(木)「高岡市長との懇談会」開催
  - ・3月26日(水)「Eフェスタ2013」報告書発行(3月定例会)
  - ・4月23日(水) 総会・定例会(今年度の担当は 向さん)
  - ・「Eフェスタ2014」—9月6日(土)～13日(土) メイン事業13日(土)
6. 【賛同団体報告】別姓訴訟を支える会・富山 (6・7P参照)
  - ・3月28日(金) 14:00～ 東京高裁101法定控訴審判決  
※原告の請求を棄却! → 判決を不服として上告する
  - ・4月19日(土) 全体ミーティング
7. 【賛同団体報告】クオータ制を推進する会(略称「Qの会」)

平川景子さんのお話  
は、3ページに掲載して  
おります。

『新シリーズ』 2013年度は、彼谷環さんによる「日本国憲法のいま—女たちの権利は実現したのか」では、今日の政治・国際状況から係争中の別姓・労働差別などについて、ご指摘と解釈の仕方を教えていただきました。本当にありがとうございました。貴重な資料となりました。  
今年度は、平川景子さんへとバトンをお渡しすることができました。どうぞよろしくお願ひいたします。



## 女性の学びのコーディネーター

### —第1回 学習支援とはどういうことか—

わたしは大学の社会教育主事課程の教員で、とくに成人女性の主体形成・学習支援者の力量形成に関心を持っています。「シャキット」誌上6回の連載の中で、わたしが仕事・女性団体・労働組合での経験をとおして、女性の「学び」と実感したこと、それを支えるコーディネーターの役割、女性にとっての「団体」「組織」の現実などを、いくつか紹介して、関連する〈学習論〉をあとづけていきたいと思います。

1990年代に（われながら「歴史的」ですね）、わたしは自治体の女性会館で学習コーディネーターという非常勤の仕事を7年間していました。このころの実践的な経験が、現在もわたしの教育・研究上の原点、つねに参照するものとしての意味をもっています。この当時『社会教育の終焉』という本により、成熟した市民社会においては国家による押しつけとしての社会教育、とくに社会教育「職員」不要の論が、政治学者から社会教育に突き付けられていました。民主主義社会において、〈学びを支援する関係〉は必要なのか？ 大学院を出たばかりのわたしは学校教育で〈教えられた〉経験しかなく、〈おとなが学ぶ〉〈学びを支える〉ことなど想像もできないまま女性会館の職員になりました。

子育て経験もなかった私が保育つき講座の担当になり、専業主婦の子育てをめぐる気持ちを初めて聞きました。「さびしくてさびしくて、学生時代のアドレス帳の『あ』から『わ』まで全員に手紙を書きました」結婚で生活域を変えるのは、圧倒的に女性が多いのだと思います。「下の子のおむつ替えをしているとき、上の子が『パパはうんちおむつは替えないんだよね』と言ったので、どきっとした」一見、子育てに協力的な父親が、面倒なうんちのおむつ替えを母親にやらせているというジェンダーを、子どもが見透かしていたのです。女性たちが子育てや暮らしを語り合うなかでだされたこのような〈思い〉や〈現実〉を手掛かりに、

平川 景子（明治大学）

女性の置かれている社会的な状況を認識していく、女性問題学習という学習のあり方が1980～90年代に、主に都市部で展開しました。

この講座を支えていたのが、講座後、数時間に及ぶ、講師・保育室の保育者・私たち職員の「ふりかえり」でした。

講師「今日、○○さんがお休みだったけど、理由は？」、職員「雨が降って、バスが混むので、ベビーカーを載せられないと言っていました」、保育者「親だけでなく子どももお休みになってしまふ、せっかくお友だちがてきたのに」、講師「職員は、何とか出席できるよう励ますことはできなかったのですか？」

雨が降っただけでも家に閉じこもってしまうような、子育て中の女性の状況を思えば、職員はまだ欠席連絡をうのみにするのではなく、学びを支える意識を持つ必要があるのだと、肝に刻んだのを思い出します。

私は今、自分が「学びあう」という言葉を使うときに、これらの経験をどこかで感じています。学びを〈支える人〉が力をつけるとき、そのコミュニティ全体の学びが深まっていく。コーディネーターとしての力、人と人をつなげる力は、経験を語り意識化することにより培われていく。おとの「学びあう」関係は、地域でも、企業でも、自治体でも、見出すことができると思います。

歴史の中で、男性が教え—女性が教えられる関係が続いてきましたが、近年は地域における女性たちの活躍にめざましいものがあります。しかし、相対的に女性は、組織を運営する、プロジェクトを遂行するというような力を期待されてこなかったので、集団での活動に行き詰ってしまう例も見受けられます。「学びあう」ことを念頭において、1年間、以下のようなテーマに取り組んでみたいと思います。

#### 年間計画

- 第1回 学習支援とはどういうことか
- 第2回 働く女性のプラットホーム
- 第3回 ハラスメント・DV 被害者を支える

- 第4回 (テーマ募集中)
- 第5回 経験をふり返る—学び合う関係
- 第6回 実践するコミュニティ

## 協賛団体「クオータ制を推進する会」国際女性デー院内集会 3. 7

### 日本の国会に202030の実現を！

於：参議院会館会議室

参加報告 山下 清子

開会挨拶 大倉多美子 日本女性科学者の会代表（赤松良子さんが九州講演のため）

#### ●基調報告「世界の潮流」 三浦 まり 上智大学教授

「東アジアの国々の取り組み」 申 琪榮（シン キヨン）お茶の水女子大学准教授  
女が出てきても政治は変わらないと言われるが、女性議員は未だ一度も政治の場でクリティカルマスを超えたことはない。数が増えることと比例して質が上がる。まずは数を増やすこと。

#### ●第1部「政党に聞く」 全政党から議員が参加してアピール

#### ●第2部パネルディスカッション「有権者として202030をどう実現させるか」

「オッサン政治にモノ申す」谷口真由美 大阪国際大学准教授 全日本おばちゃん党代表代行  
「国際公約と『202030』」 大崎麻子 Gender Action Platform アドボカシー担当  
「国会議員こそワーク・ライフ・バランスを」 渥美 由喜（東レ経営研究所研究部長）  
会場から赤ちゃん連れの方などが発言後、樋口恵子 高齢社会をよくする女性の会代表が、「これまで安倍首相の捉え方を迷っていたが、首相の国際公約を千載一遇のチャンスと考えてクオータ制の実現に向けて行動していく」と、しめくくられた。その後、写真撮影と茶話会と反省会。

#### Eネット 活動報告

「Eフェスタ2013」の報告書が完成しました。

ぜひご覧ください。 →

#### 〈Eネットと高橋高岡市長との懇談会〉

日時：2014年3月20日（木）17:00～18:30

会場：高岡市男女平等推進センター 会議室

今回は、「男女平等・共同参画の視点からみた防災」をメインテーマに、参加者・市長、危機管理室長を交えての懇談となりました。

事前にEネット内で学習会を開催し、同時期に募集のあった「高岡市地域防災計画」のパブリックコメントにも、多くのメンバーが提出していました。

東日本大震災後、被災前にあった課題がより深刻な事態になったとの報告がなされています。その内容は、意思決定の場への女性・若者・少数者の参画やDV問題など、日頃私たちが推進していることと重なります。防災計画を如何に実効性のあるものにするかは、被災前の日常で、どれだけ課題解決できるかにかかっているように思います。

事前に出していた質問にも答えてもらい、あっという間に1時間30分が過ぎました。

#### トピック

〈高岡市男女平等推進センター・配偶者暴力相談支援センター 新所長は蒲田政裕さん〉

3月末で太田真由美所長が退任され、初の男性所長誕生となりました。

報告：ムカイ

# 「男女賃金差別とともにたたかう会」

—『本間さん物語』リーフレット できました！—

事務局長 高木 瞳子

本間啓子さんが「男は総合職、女は一般職」という男女差別を続けてきた会社に対し、その損害賠償と慰謝料を求めてさいばんをはじめてから2年4ヶ月が経ちました。本間さんを支援し、裁判勝利をともにめざそうと一昨年9月に「男女賃金差別とともにたたかう会」が結成され、現在、県内外に130を超える会員（個人、団体）が集っています。私たちは、本間さんの男女賃金差別のたたかいを通して女性差別のない社会をめざしています。

もっと多くの方たちに、裁判の中味を理解してもらい、支える力になってもらうために、リーフレットをつくりました。是非、手にとって見てください。どうぞ、共感いただけますよう。

表紙には、あの「竹信 三恵子」さんが“この裁判を応援しています！”と、コメントを寄せてくださっています。

（リーフレットを同封いたします）



現在本間さんは、進行協議を重ねていますが、被告の会社側からの人格を貶める執拗な主張にきっちりと反論をしてきました。また、これまで男女賃金差別裁判を全国でたたかってこられた元原告の方々から、8通の陳述書をいただいています。大変ありがたいことと私たちも感謝の気持ちでいっぱいです。

次回5月19日の進行協議において、本人尋問と証人尋問の日程が決まると思います。この裁判は、公開となりますので、是非皆様の裁判傍聴をお願いいたします。

↑闘志みなぎる本間さん

4月26日(土)には、富山市環水公園でのメーデー集会にて、本間さんと運営委員会メンバーが、リーフレットを配布します。ガンバル～

## 今後の日程

- ・5月19日(月)最終の進行協議→夏以降に公開裁判へ（本人尋問・証人尋問）
- ・5月24日(土)AM10:00～運営委員会・サンフォルテ（参加自由）
- ・公開裁判が決まり次第、被告の会社や街頭にてリーフの配布行動を行う

# 「別姓訴訟を支える会・富山」

## ごあいさつ

私はこれまで社会問題に積極的に取り組んだり、深く考えたりはせずに生きてきました。しかし「夫婦別姓」とは結婚を決めた時からのつきあいで、すでに30年の月日が過ぎてしまいました。生まれた時の名前のままでイキタイ…こんな単純なことがなぜ認められないのかはいまだ理解できませんし、通称使用を余儀なくされる人生に多少の嫌気がさしているのも事実です。

ましてや我が親ほどの年齢の塚本さんが、時間の限りを感じておられることにはとても共感しています。そんな私が代表となってできることは、当事者として発信し続けること、どんな場所でもどんな人の前でも、私は私の名前でイキタイと伝え続けることしかありません。

これからもシャキットのみなさまの変わらぬご支援をいただきながら、一日でも早く選択的夫婦別姓制度が当然の社会のシステムになるための活動ができればと考えます。

よろしくお願ひいたします。

代表 沙魚川 万紀子



## 第4回 総会＆記念講演

2月22日、サンフォルテにおいて、総会＆記念講演会を開催しました。約40名の参加がありました。今回の総会では役員改選を行い新代表に沙魚川万紀子が就任しました。新しい体制でこれから1年を頑張ってまいります。

原告団長の塚本協子さんが挨拶し、支援への感謝と弁護団への感謝の言葉を述べられました。3月には控訴審判決がありますので、傍聴の呼びかけと判決の期待を熱く話されました。



### 記念講演

**中川武隆弁護士**

演題 「別姓訴訟の控訴審における展開と今後の展望」

久米 有子

記念講演では、別姓訴訟弁護団の中川武隆弁護士をお招きし、ご講演いただきました。

5月29日に東京地裁で出された判決についての説明があり、控訴審がどのように進んできたかをお話くださいました。民法750条については、戦後民法制定時にも疑問はあったが、遅くとも現在では「違憲」であるとの力強い言葉がありました。(控訴審判決勝利への期待がふくらみました。)

中川弁護士は裁判官をされていたということで、誠実なお人柄が感じられ、時にはユーモアを交えての講演でした。質疑の時間には中川弁護士の方から、富山での生活と「家」と名字(姓)に関する質問が出るなど、富山(特有)の実態に多少びっくりされたような印象を受けました。

今年は講演をしっかり聴いていただくために、講演→総会の順に行いました。

最後に、引き続きみんなで訴訟を支援していくことを互いに確認して、総会を終えました。

# 2014. 3. 28 東京高裁 別姓訴訟判決 原告の請求を棄却

夫婦同姓を定めた民法 750 条を合憲と判断、原告側の訴えを退けた東京地裁判決を支持し、原告側控訴を棄却しました。・・「現時点で、婚姻後も姓の変更を強制されない権利が、憲法で保障されているとは言えない」と判断しました。

## 選択的別姓制になるまで頑張りましょう！

20140408 原告 塚本 協子



支える会・富山の皆様、3月28日判決の傍聴・報告会に来て下さいまして、有り難うございました。弁護士が2人増え19人となりました。力強い限りです。

荒井裁判長（現在、東京地方裁判所長）は、「日本国憲法」の定める【個の尊厳、両性の本質的平等、婚姻の自由、条約の順守】の趣旨を本当に理解されているのでしょうか。民法の夫婦同姓規定と憲法を形骸的に吟味して、強引にも世論調査の夫婦同姓と現存しない夫婦別姓との賛否拮抗を理由に合憲とし控訴を棄却しました。

判決文中の「控訴人らは主張する【氏の変更を強制されない権利】が、個人の人格的生存に不可欠であるとまではいえず、また、長期間国民生活に基本的なものとはいえないというべきである」に激しい怒りと深い悲しみに襲われています。別姓が人格的生存に不可欠な個人が原告なのです。私は、事実婚や通称使用で、失った姓・個人の尊厳を求めて54年間苦しみました。日本全国に同じ苦しみを持ち、別姓を選択肢に加えることを望んでいる方は大勢います。また、別姓の選択肢もないのに、長期間国民生活に基本的なものになれるのでしょうか。

問題の骨子として國の人権侵害を救済するのが裁判所の役目であるはずなのに、國の追認機関に成り下がっています。個人の尊厳と尊重、人権という普遍的なものの価値を、最近軽んじている風潮を感じます。

この判決は、女性の人権の軽視、いや、無視です。結婚改姓をしたら、女性の人格権の内容である氏名権は失われます。何より許しがたいのは、明らかな女性差別です。国際社会に女性差別をしないと約束した女性差別撤廃条約に氏名の平等条項があるにもかかわらず、憲法98条の条約を遵守する義務に違反して適用していません。

結局、夫婦同姓を結論に吸えるために、無理な論理構成をして、判決の論旨が破綻しています。裁判官の良心を疑わざるを得ません。

最高裁に上告します。昨年9月4日の婚外子差別違憲判定の違憲基準は「個人の尊厳と法の下の平等を定める憲法に照らして不斷に検討され、吟味されなければならない」です。最高裁判所が上告人（原告）の主張をきちんと捉え、違憲決定を出されるよう願っています。選択的夫婦別姓制になるよう頑張りましょう。今後とも、原告・弁護士19人を支えて下さりますようお願いします。死ぬときには、塚本協子で逝きたいです。



↑ 高裁判決後の集会で思いを述べる塚本さんと原告のみなさん

## サンフランシスコ (SF) 研修記　－1－

広島県廿日市市議会議員 井上 さちこ

北九州市議の森本由美さんの声掛けで、佐渡市議の荒井眞理さんとの3人で、2014年2月10日から2月17日までというスケジュールで、アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシスコ市議会及び各種NGOを訪問研修しました。訪問研修場所は下記のとおりです。

- 市議会 (Board of Supervisor Meeting)
- 女性議員との意見交換 Meeting with Supervisor Katy Tang - District 4
- サンフランシスコ市立図書館 San Francisco Public Library
- 低所得の女性の起業支援を行っている団体 (Women's Initiative for Self Employment)
- 低所得高齢者や障害者のための住宅「ベタニーセンター」 (Bethany Center Senior Housing)
- 発達障害者の芸術活動を支援している団体 (Creativity Explored)
- 低所得家庭の子どもを受け入れる私立の幼年学校＝幼稚園/保育園 (Holy Family Day Home Preschool and Kindergarten)
- 女性のビル (コミュニティセンター) (The Women's Building)
- DV 被害者支援とレイプ治療を行うトラウマ回復センター (Trauma Recovery Center)
- 虐待された女性の支援をするW.O.M.A.N (W.O.M.A.N)
- 女性への暴力をなくす世界的行動「ワン・ビリオン・ライジング」市役所前イベント
- 国立カリフォルニア緊急災害対策室4 (FEMA California Task Force 4)

SFの研修先でアメリカの底を感じたのは、公共でもNGOでも低所得者(アメリカ全体では日本円で年収300万円、SFでは400万円以下が対象)の移民、女性、障がいがある人たちの自立を支援するという概念が徹底していて、特に「公共」では実にきめ細やか対応している点です。図書館は本を貸すだけでなく、移民の人たちの英語の習得プログラムでは指導員がマンツーマンでインターネットや音声学習機などを使って計画的に教えています。また図書館で帰化申請の仕方を教えるなど、実にきめ細かく対応しています。



イベント貸出し事業を起業した女性(中央)



サンフランシスコ 市立図書館の語学獲得室と担当者

NGOによる女性の自立支援で、情報化社会の最先端を行くアメリカで貧困から抜け出すためにはインターネットを使いこなし、安価な広告宣伝ができるように教えています。PC技術の習得に名刺作り(A4のチラシづくりより難しい)からはじめ、HPでの宣伝法も教えます。また資金計画とマーケティングも教え実践的でした。「あなたが売りたいものじゃなく人々が買いたいものを作るのよ」と、そのNGO立ち上げにかかわった、この研修の通訳者兼研修先のコーディネイトをしてくださったリップ・智子さんが教えたとのことでした。元受講者の女性たちのお店を訪ねたとき、リップさんに抱きついてこられたのを見て、実践的な支援策が実を結んでいるのを見ました。

## 高岡の女性史から学ぼう

### ◆第1回【国際女性デー】「ありーて（セピア色の写真から）」に載った女性たち

2014.3.8（土）14:00～

#### 高岡の先輩女性たちの活動紹介

(1) 「ありーて（セピア色の写真から）」に掲載された女性たち

掲載された女性一覧（34人）

高岡市男女平等推進センター所長 太田 真由美



(2) 「サンフォルテ未来塾Ⅱ～先輩女性に学ぶ～」に参加して

「高岡に女性センターを」大場普子（おおば・ひろこ）さん

NPO法人Nプロジェクトひと・みち・まち副理事長 山下 清子

(3) 話し合い～私たちの生き方、そしてこれからを考える～

グループに別れて意見交換し発表。「ありーて」に掲載されている金田澄子さん本人が出席。「93歳まで、好きなことをしてきたから楽しかった。これからも好奇心を持って生きていきたい」という言葉に、参加者全員が感動した。母娘や夫婦での参加があった。



### ◆第2回「自分の今、生き方を見つめる—女性史の視点—」

2014.3.19（水）14:00～

「かけがえのない個としての生き方を求めて」 女性史研究家 加納 実紀代さん

つくられたジェンダー秩序・民法と家制度の成立・「母性」神話・女性の戦争参加・大日本国防婦人会の活動・ベアテシロタゴードンさん・憲法24条…など、具体的にパワーポイントを用いて説明。「歴史を知ると、『憲法24条』の大切さがわかる。現在、憲法を変えようという動きがあるが、政府など権力を縛る憲法から国民を縛る憲法にしようとしている。立憲主義の破壊である。全ての人が、かけがえのない個として尊重された上でつながって生きられる世界にしていこう。」とのメッセージがあった。近代以前（例えば16世紀頃）の日本社会はいろいろな場面で男女平等なおおらかな文化であったという。参加者から、「『日本の伝統』を古い時代から学んで、大きな時代の変化とその背景（理由）を知っておくことが重要だと思った。」など、いろいろな感想が出ていた。



講座を終えて、センターとNプロの担当者で「ふりかえり」をした。（3/25）

Nプロでは、例年3/8「国際女性デー」によせてのイベントを行ってきたが、今年はセンターの講座に企画協力とした。昨年9月に加納さんが金沢へ来られると聞き、早くからメールで連絡を取り始めた。センターに企画を持込み、準備や広報など協働し、講座の開催を実現させることができた。センター長もこれまでで一番多くの参加者があったと喜ばれた。まずは、望んできた女性史講座がスタートしたことを喜びたい。

富山県女性財団が5年かけて「先輩女性に学ぶ」を発行し、記念イベントが3/2にあったこともグッドタイミングだった。全国各地で地域女性史を残す活動が行われているが、高岡でも取り組んでいきたいと思う。

\*\*\*\*\*

★予告 Nプロでは自主事業として、5月から4回シリーズで「エンディングについて考える講座」を開催します（毎月第4日曜日の午後2時より：同封チラシ参照）。ご一緒に、自分らしい生き方を話し合いましょう。

NPO法人Nプロジェクトひと・みち・まち理事長 大坪久美子

## 「こたつトークセッション」学習会！

ひとのま 元島 生

2月15日「こたつトークセッション～特定秘密保護法ってなんぞな？～」というイベントが高岡市の「コミュニティハウスひとのま」で行われました。

元小杉町長の土井由三さんを講師に迎えて、こたつを囲んでゆるくトークするイベント。企画してくれたのはグリーンドリンクス富山。「飲みながら社会のことを話そう」という若者の集まりです。

「関心がなかったけど偶然来たんで聞いてみました」という人や、「詳しく知りたい」という人、子ども連れや若者など様々な世代も集まりました。

土井さんが、特定秘密保護法の問題点をわかりやすく解説していただき、その後、こたつでざっくばらんに話をしました。



「何も知らない」ということを恥じることなく話せるような、とてもいい雰囲気のイベントでした。この国の未来を左右するような大事な話は、遠いところで決められているような感覚があります。TVの中で決められているような感覚。

ちゃんとこたつの上に戻していきたいと思っています。

## 『内部被ばく』を知ろう！ —鎌仲ひとみ監督のお話を聞く 2.23—

於：富山県生協西部センター

太田 真治

鎌仲ひとみさんは、前日の金沢講演前にキトキトの甘エビを頬張るお茶目なスナップ写真をツイートする氷見市出身映像ジャーナリストだ。開演前の会場には元小杉町長の土井さんや元KNBアナウンサーの向井さんたちの顔ぶれも見え、鎌仲さんに対する関心の高さが窺い知れた。

講演では富山弁の親近感で聴衆を惹きつける流石の映像監督。本場フランス料理を食べに行くと見せかけてイラクへ劣化ウラン弾取材に向かった先で、戦場ジャーナリストに急遽変身する臨場感も圧巻だった。

原爆の原料や原発の核燃料としてウラン濃縮する結果、廃棄物として大量に生産されるウラン238が劣化ウランであり砲弾にされているのだ。品質が劣るから劣化と命名したのかと勘違いしそうだが、歴とした放射性物質である。ウランの最終処分場の一つとして戦場を選ぶなんて死の商人の権化そのものだ。

2011.3.11以降「内部被曝を生き抜く」福島、東日本の人々に寄り添いながら、原発稼働ゼロでも停電しない現実を知らせ、使用済み核燃料の最終処分場なしとは、汲み取り式便所の高級マンション生活ってことを訴えて来られた鎌仲さん。これからも力マレポし続けるそうだ。

歪な新聞テレビ報道に騙されず、主体的に情報収集し拡散するしかないのだと、再認識させられた講演だった。



## 3月8日 国際女性デー 富山集会

広瀬 妙子

3月8日、国際女性デー富山県集会が、富山市のサンフォルテで開催されました。

オープニングは、CO・OPとやまのレインボーコーラスによる明るい歌声で始まり、最後に「花は咲く」を一緒に歌いました。

坂田三千代実行委員長の開会挨拶の後、坂林加奈子弁護士が、特定秘密保護法について講演をしました。

特定秘密保護法は国民の圧倒的多数が反対し、国会に招致された参考人の多くも反対、修正意見についても数時間しか議論されずに極めて短時間で強行されたもので、重要法案の審議にはなっていなかったことを指摘。「秘密」そのものも曖昧、しかも期間もいくらでも伸ばすことができる。罰則も、他の法律にあまりないほど重いこと。このねらいは、戦闘部隊をもつアメリカ並みの機密保護によって、アメリカと一緒に軍事行動をするためであり、戦争する国へ突き進もうとしていることを強調しました。戦前、治安維持法で国民に情報が知らされないまま戦争に突き進んでいった歴史にも心れ、なんとしても戦争を阻止するために、特定秘密保護法施行反対の世論を大きくしようと呼びかけました。

講演後の交流では、消費税増税反対、介護の現場や家族の抱える問題、脱原発のとりくみなどの発言があり、アピールを採択して終了しました。参加者は109人でした。



## 「おへその学校とやま」 第2弾

校長 野入 美津恵

以前お知らせしました、『政治』を学ぼう・・・案内の2回目である。

今回はスタートアップイベント(3月23日)を終え、いよいよ具体的に走り出すことになった。

約30人の参加者を得て、皆さんとの意見交換など、話し合ったことなどは下記のような内容である。

- マスコミ関係者をお呼びして、それぞれの考え方などを聞く…等
- 老後の暮らし、健康、に関心がある
- 議会を傍聴に行く
- 学校教育に少し問題があるのでは?
- 選挙のシステムを知りたい
- 子育てママなど、若い人への呼びかけと参加
- 大学の先生や学生への呼びかけと参加
- お金の話
- 個人を律すると言う事
- 学生や若者の、政治への無関心を少しでもなくす?

残念ながら若者や子育てママたちの参加が少なく、進めるうえでの課題となった。大学に呼びかけることや、それぞれの人脈や友人知人に知らせて、参加してもらうように…との意見も出された。

どちらにしても、いかに『政治』に関心のない人が多いのか? マスコミの感性が、今一つなのか? 大きな政党のことならば、大きな記事になる? いやいやそんなことには負けていないし、くじけない。学び続けることによって、少しでも動くこと、変わることを念じている。

そのためにも、シャキットの皆さんにもぜひご協力をいただき、意義あるおへその学校とやまにしたい。チラシを大いに活用して、共に変えることのできる力をつけましょう!!!

参加をお待ちしております。今後もお楽しみに。



私が校長です。  
どうぞよろしく。

## 《会計報告》

2014年3月31日現在

| 【収入の部】                         | 【支出の部】                    |
|--------------------------------|---------------------------|
| ・1月より繰越                        | 59, 688円                  |
| ・会 費                           | 24, 000円                  |
| ・寄付(原稿料)                       | 10, 000円                  |
| ・チラシ折り込み料                      | 2, 000円                   |
|                                | ・シャキット情報 139号送料 5, 760円   |
|                                | ・シャキット情報 (製版・印刷等) 2, 800円 |
|                                | ・シャキット情報 用紙・封筒 3, 180円    |
|                                | ・シャキット情報版下インク代 2, 500円    |
|                                | ・シャキット情報 謝礼(原稿料) 10, 000円 |
|                                | ・別姓訴訟を支える会・富山の会費 5, 000円  |
|                                | ・働く活動費 5, 000円            |
|                                | ・消耗品 2, 202円              |
|                                | ・事務局費 42, 000円            |
|                                | ・4月(2014年度)へ繰越 17, 246円   |
| 収入の部 合計                        | 95, 688円                  |
|                                | 支出の部 合計 95, 688円          |
| +上記とは別に「特別会計」として 30, 000円あります+ |                           |
| 会計 山口                          |                           |

## サンフェス2014 WS開催します 「もっと知りたい！憲法と女たちの権利」 講師：彼谷 環富山国際大准教授

### 編集後記

140号編集長 山口 和子

今年は桜の開花期間が長くて、久しぶりにお花見を堪能しました。その一方、国政がどんどん危険水域に突入する気配に、危機感が募ります。これまで共通認識されていた言葉の意味が突然勝手に変えられるなんて、社会が成り立たなくなるのではと思います。

さて、今号から新シリーズも始まり、投稿も広島の井上さん始め力作ぞろいです。(なお、アメリカ視察記は次号にまた続きます。ご期待ください。)

その中でも注目は、シャキット会員唯一若者世代の元島さんからの文章です。「コミュニティーハウスひとのま」では、誰もが受け入れられ、誰でも活動を提案でき、かつ実現可能なスペースです。元島さんの文章の中に、「ゆる~いトーク」「知らないことを恥としない」など、若者世代と活動を共有したい私たちが学ぶべきヒントがたくさんあると思います。また「炬燵を囲んで」の炬燵はいい場づくりの道具だったのですね。以前、綾瀬あや監督の「祝りの島」を観て、一番印象的でいいなと思った場面がありました。ひとり暮らしのお年寄り男女5~6人が、毎晩のように仲間のおばあさんの家に集まり、炬燵を囲んでくつろぎ、眠くなった人はそこでごろ寝している光景です。老人が原発反対運動を続ける団結力の祝島だからではなく、そこには長年培った豊かな地域社会があり、それが「ひとのま」にも繋がっているように思います。

富山型デイサービスが全国に波及したように、「ひとのま」も今緩やかに全国に広がりそうです。是非今後ともつながりを深めていきたいと思います。

みなさんの応援もよろしくお願ひします。

《原稿募集》次号編集長よりお願い

山下 清子

6月8日発行のシャキット情報では、「政治について」の特集を企画しています。

日本の政治を考える・私の政治参画・これから的地方政治など意見や提言なんでもOKです。

400字(原稿用紙1枚)以内でお願いします。締切5月23日とします。